

第 11 日目（12 月 14 日）

○議 長（清塚武敏君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

○議 長 ただいまの出席議員数は 21 名であります。桑原圭美君から欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

○議 長 本日の日程は、お手元に配付した議事日程（第 5 号）のとおりといたします。

[午前 9 時 30 分]

○議 長 日程第 1、第 106 号議案 南魚沼市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 106 号議案につきまして、ご説明申し上げます。本議案は、空家等対策の推進に関する特別措置法につきまして、令和 5 年 12 月 13 日に施行されたことから、関連する部分について条例の一部改正を行うものでございます。改正内容は法に、管理不全空家等という定義が示されまして、助言・指導及び勧告が法に基づいて行うことができるようになることから、同様の内容となる部分を条例から削除しまして、必要な文言整理を行うものでございます。

3 ページ、新旧対照表をご覧ください。第 2 条、定義です。第 4 号を削り、第 2 号と第 3 号をそれぞれ、第 3 号と第 4 号としまして、第 1 号の次に下線部のとおり、法第 13 条に定義する管理不全空家等を加える。第 5 条は文言の整理を行うものです。

めくっていただいて 4 ページです。第 6 条から第 8 条も同様に文言の整理となつてございます。第 9 条は管理不全空家等への助言・指導が、法に基づいて行うことができるようになることから、条文から削除し、第 10 条及び第 11 条を 1 条ずつ繰り上げるもの。

戻っていただきまして、1 ページ、議案書の最下段です。附則としまして、施行期日を公布の日からとしたいものでございます。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 上位法に関連しての条例改正ですので、特別この文言とかそういうものは問題ないのですけれども、この法律の一部改正というのは大変な大きな改正だと思いますので、市の関わり方のところを聞きたいのです。例えば、3 ページにあります、管理不全空家等というところがあるのですけれども、それは今までも右のほうを見ますと、管理不全な状態とありまして、その取扱いが市、それが変わらないのか。

もう一つはこの法を読み解いていくと、これを進めていくと固定資産税の減免のあたりが多分、関わってくると思うのですけれども、そうすると市の役割というのが非常に大きくなる法律改正かと、それに伴った条例改正かなというところを思うのです。そこら辺の市の関

わり方といたしますか、市の役割が大きくなっていくと思うのですけれども、そこら辺どうなっているのか教えていただきたい。

○議 長 総務部長。

○総務部長 1点目の管理不全空家等という、その認定についてですけれども、今まではご存じのように条例で、我々は昨年確か12月議会だったと思うのですが、先行してやってまいりました。それが先ほどご説明しましたように、法による根拠になりましたもので、そこが大きく違うのみで、我々が行うことについてはほとんど変わらない。あとはその認定等については同様に改正します規則のほうで認定基準なりという、今、条例の削った部分のそういうエッセンスを規則の中で織り交ぜて、一番心配なのは、雪による影響の空き家。それを拾うような形になるかと思えます。

それから2番目の議員が言われるのは、空家等の活用促進区域のことだと思いますが、税の関係。それにつきましては、今現在市が直面している空き家の課題にはなってございませんが、議員おっしゃるとおり、これが法の適用になりますので、そういった意味では市の責任度合いといたしますかが増したというような理解は、そのとおりでございます。

以上です。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 そのところもそうですけれども、これを進めていくと、今まで住宅用地の特例みたいなものがありましたよね——建っていると固定資産税が6分の1になるとか。それを市の判断で撤去すると、その特例が受けられなくなると思うのです。その判断まで市がしなければならぬとなると、非常に市の責任といたしますか、役割というのは重くなると思うのです。そこまでつながってってしまうのかと心配して、少し大変かという気がするのですけれども、そこら辺は市が行うことは今までと変わらないのですか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 責任は同様にあるといたしますか……基本的なところは変わらないというふうに理解をさせていただきます。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 同様の、関連ですけれども、国もいよいよこの問題を今まで以上にきちんと考えて、そういう意味では法律の中で管理不全空家を定義までして、法改正をしてきたということです。今までですと市町村に丸投げといたしますか、一応やれるような体制はつくったから頑張りなさい、みたいな感じだったと思うのですけれども、若干でもそこを国の関与というのは、この法律の改正で一步でも半歩でも前に進んだというような状況があるのかどうかお聞かせいただければと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 国の関与、直接的にはそういうことではないかと思えます。例えば、所有者への是正勧告、先ほど申し上げたところは、「市町村が」ということになっておりますので、

その背景に法の根拠がある、そういう意味では国の関与ということになるかと思いますが、直接的に所有者なりの方々への我々の行政判断としての行動といたしますか、そういうものは市町村ということになろうかと思えます。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 分かりました。今までですと各自治体が、国から準則も下りてきていたと思うのですが、管理不全空家というか、管理不全な状態を条例で決めたわけですね。例えば雪国だとか、雪の降らない地域だとか、いろいろ地域によって状況が違って、それぞれの状況の中で定めていたというようなことが、あったのかどうかはあれですが、そういう部分で、今までの市の考えていた定義と、上位法で法律に定めた内容、その辺というのはきちんとイコールなのか、少し今度は実際の現場として扱いが変わってくるというような部分があるのかどうか。その辺だけお聞かせください。

○議 長 総務部長。

○総務部長 先ほどご説明しました改正のほうの第2条の第1項第2号で、管理不全空家等というのが法による規定ということで上がってきたと説明をさせていただきました。昨年可決していただいた条例のほうは雪の関係がありまして、雪による影響です。夏場はそういった管理不全ではないのだけれども、屋根雪の積雪によって管理不全と認められるというようなことを我々が心配しまして、そこを条例改正した。そういう意味では先行していたといえますかというところが、国が今度管理不全空家等としました。今度その細かなといえますか、運用については当然市に任せられている部分があると思いますので、これは空き家の関係は規則がございます。その中で、認定の内容を条例から削られた部分を踏まえながら、規則を改正して、今までと何ら変わりなく不全空家についての対応をしようというような流れでおります。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第106号議案 南魚沼市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第106号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第2、第107号議案 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第107号議案につきまして、ご説明申し上げます。本議案は新潟県市町村総合事務組合より、規約変更等に係る協議書の提出依頼があったもので、地方自治法第286条第1項、及び第290条の規定によりまして、規約の変更について議会の議決をお願いするものでございます。

規約変更の理由といたしましては、令和6年3月31日限りで寺泊老人ホーム組合が解散し、新潟県市町村総合事務組合を脱退するため、当規約から削るものであります。

3ページの新旧対照表をご覧ください。別表第1（第2条関係）右側の旧の表にあります「寺泊老人ホーム組合」の文言を削ります。その下、別表第2（第3条関係）こちらも同様に、右側の旧の表中、組合市町村等の欄の中で、第1項から第6項までにおける、「寺泊老人ホーム組合」の文言を削るといふものです。

戻っていただきまして1ページ。1ページの議案書最下段、附則といたしまして、施行期日を令和6年4月1日からとしたいものです。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第107号議案 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第107号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第3、第108号議案 南魚沼市大和老人福祉センターの指定管理者の指定について、及び日程第4、第109号議案 南魚沼市塩沢老人福祉センターの指定管理者の指定についてを一括議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、勝又貞夫君の退場を求めます。

〔勝又貞夫君退場〕

○議 長 2 議案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第 108 号、第 109 号議案につきまして説明をさせていただきます。第 108 号議案 南魚沼市大和老人福祉センターの指定管理者の指定について、及び第 109 号議案 南魚沼市塩沢老人福祉センターの指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。両議案とも、令和 6 年 3 月 31 日をもって施設の指定管理期間が満了となることから、次期指定管理者を指定するものであり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

第 108 号議案をご覧ください。南魚沼市大和老人福祉センターについてであります。議案の 1 ページをご覧ください。1、公の施設の名称は、南魚沼市大和老人福祉センター。2、指定管理者に指定する団体は、社会福祉法人南魚沼市社会福祉協議会。3、指定の期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間です。

指定管理者の候補者につきましては、南魚沼市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条第 3 号の規定により、施設の性格や目的、その用途、設置場所、施設の特殊性などから、施設の適正な維持管理を確保するため、公募によらず候補者を選定したものであります。南魚沼市社会福祉協議会は、平成 16 年に地域福祉の推進を図るために設立されており、現在この施設の指定管理者として良好に管理運営を行っておりますので、引き続き指定管理者の候補者として選定させていただきたいものです。

3 ページからは事業計画書です。4 ページをお願いいたします。1 の施設管理の基本方針では、施設開設以来管理してきた長年のノウハウの蓄積を基に、管理運営を行うとしております。2 は施設の概要で、記載のとおり鉄筋コンクリート 2 階建て、事務室、浴室、集会室、娛樂室などとなっております。3 の業務内容は、5 ページにかけて記載があり、維持管理業務と運営業務に分けて記載をされております。6 ページは 4 の運営計画で、記載のとおり年間 5,000 人程度の利用者数と見込んでおります。

7 ページにかけて、5 の利用料金と、6 の指定期間。めくっていただきまして、8 ページは収支計画で、収入・支出とも 1,157 万 2,000 円となっております。9 ページにつきましては、団体の概要が記載されております。

続きまして、第 109 号議案をご覧ください。南魚沼市塩沢老人福祉センターについてであります。議案の 1 ページをご覧ください。1、公の施設の名称は、南魚沼市塩沢老人福祉センター。2、指定管理者に指定する団体は、社会福祉法人南魚沼市社会福祉協議会。3、指定の期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間です。指定管理者の候補者につきましては、南魚沼市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条第 3 号の規定により、施設の性格や目的、その用途、設置場所、施設の特殊性などから施設の適正な維持管理を確保するため、公募によらず候補者を選定したものであります。南魚沼市社会

福祉協議会は、現在この施設の指定管理者として良好に管理運営を行っておりますので、引き続き指定管理者の候補者として選定させていただいたものであります。

3 ページからは事業計画書になります。4 ページをお願いいたします。1 の施設管理の基本方針では、施設開設以来管理してきた長年のノウハウの蓄積を基に、管理運営を行うとしております。2 は施設の概要で、記載のとおり鉄筋コンクリート2階建て、事務室、リハビリ室、生きがいルームなどとなっております。3 の業務内容は5 ページにかけて記載がありまして、維持管理業務と運營業務に分けて記載をされております。6 ページは、4 の運営計画と5 の利用料金で、記載のとおり年間 1,500 人程度の利用者数と見込んでおります。7 ページは6 の指定期間、めくっていただき、8 ページは収支計画で、収入・支出とも 227 万 6,000 円となっております。9 ページにつきましては、団体の概要が記載されております。

以上で第 108 号、第 109 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議 長 2 議案を一括して質疑を行います。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 5 点お伺いいたします。まず 1 点目が、指定管理者審議会のメンバーですけれども、これまで何度か、ほかの自治体みたいに外部の方を入れたほうがいいのかと、そういった指摘をしてきたのですけれども、今回は今のままのメンバーでやってきたのかどうか。変えなかった場合はその理由を教えてください。

2 点目です。塩沢のほうには、経費の削減を図りますというふうに基本方針が出ています。指定管理を選ぶそもそも選ぶ理由が、経費の削減を図れることとなっておりますが、この 2 つの施設とも指定管理料が増額傾向にあります。増額傾向であるという理由だけではなくて、なぜ増額傾向にあるにもかかわらず、より経費削減ができるのではないかという理由で公募しなかったのかについてお尋ねします。

3 点目です。独居の高齢者が増加傾向にあり、コロナでお茶飲み会が少なくなったという、嘆く声が地域からたくさん聞こえているにもかかわらず、利用者数の見込数が両方と 5,000 人、1,500 人とピーク時の半分ぐらいとなっております。なぜこういった施設でお茶飲みをしたいという高齢者がたくさん増えているという、私が見ている現状があるのに、利用者数の見込みがピーク時の半分ぐらいとなっているのでしょうか。

4 点目がこの社会福祉協議会で働くフルタイムスタッフの中に市の職員だった方が入っているかどうか。

5 点目です。大和のほうの送迎バスのことをもう少し詳しく教えてほしいのですけれども、この送迎バスが利用者が利用するというのは分かるのですけれども、自宅の前まで行くのか、どういったふうな利用方法とされているのかを詳しく教えてください。お願いいたします。

○議 長 総務課長。

○総務課長 まず、指定管理者の審議会の関連の 1 点目ですけれども、今回についてメンバーの変更はございません。指定管理者のこの審議会のメンバーについては、必要と認める

場合は、審議会に識見を有する者を出席させて参考意見を求めることができるとありますが、今回については現在指定管理を行っている者が申請をしているということで、その必要はないという判断で同じメンバーで審査を行ったということでもあります。

以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは2点目です。経費が増額傾向にあるという点ですが、まずその点につきましても、人件費が上がっているということと、光熱水費、こちらが増額になってきているということです。他を選ばなかった、公募をしなかった理由ということですが、こちらにつきましても、地方自治法にもありますとおり、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、必要があると認めるときは、という意味合いがあります。経費ももちろんそうですけれども、やはりその施設の適切な運営を目指すということにつきましても、先ほども説明申し上げましたとおり、社会福祉協議会さんが今までずっと適正に運営をしてきたということをお勘案いたしまして、公募はしませんでした。

3、両施設の利用者数が減少しているということでもありますけれども、確かに老人は増加してきております。ただ、先ほども申し上げましたとおり、コロナで利用者が減ってきておる中で、コロナ回復後、見込む利用者として5,000人、それから1,500人ということで想定しております。議員がおっしゃるとおり、以前よりも大分減ってきてはおりますが、これは経年的に見てみますと利用者は減ってきてはおります。

4番目、市の職員のOBということですね……（「OBです」と叫ぶ者あり）OBということであると、常勤の職員では在籍している職員はおります。

あと送迎バスですが、送迎バスについては大和の老人福祉センターを利用する方のために送迎をしているということになります。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 1点目です。1点目、審議会のメンバーですが、必要な場合、識見を有する者を外部として招くことができる。でも、同じ施設の方が申請してきたから特にその必要がなかったですということです。同じ施設の方が申請してきて、利用者数の見込みがピーク時の半分で、指定管理料は増額傾向にあるわけですから、だったら識見者を入れて、もっと別の方法で経費削減、さらには利用者増を図る方法があるかもしれないというふうには、なぜ思わなかったのかお尋ねいたします。

2点目です。公募によらなかった理由が設置の目的を適切にやってくれるからということですが、設置の目的というのは当然高齢者福祉の向上だと思います。高齢者福祉の向上であるならば、七、八年前は3,000人とか9,000人とか利用者がいたわけですから、独居の方がこれだけ増えているのに、なぜ六、七年前にできたことができないという——設置の目的はその利用者にとくさん使ってもらおうということだと思うのですが、それがなぜピーク時よりも半分と見込んでおられるのに、適切にやってもらえると思ったのかを改めてお尋

ねいたします。

3点目です。利用者人数が減っていることについて、コロナで減ってきているという——もうコロナは終わっているのに、僕は逆に増えると思うのです。増えるという議論があってもいいと思うのですけれども、なぜコロナで減っている——もうコロナは大体終わっているのに、なぜ減るのかをもう少し教えてもらっていいですか。

最後です。送迎のバスをもう少し詳しく。利用者が使うのは分かるので、自宅の前まで行っているのかとか、どういうふうな——申請があつたらそこまで行くのかとか、要介護の方たちのほうに行くのかとか、どういうふうな形で利用形態、利用料が発生しているのかとか、そういうのをもう少し詳しく教えてください。お願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 まず、利用者です。コロナが終わったのに、利用者がどうして5,000人ということでお尋ねですけれども、令和4年度の実績ですが、こちらが大和の老人福祉センターですと約4,900人。塩沢ですと約1,400人という実績に基づきまして、令和5年度といいますか、予想を立てております。今後利用が増える可能性もありますが、それはその都度その都度、利用計画に盛り込んでいただければいいと、そういうふうを考えております。

あと、ほかの公募等をしまして、その公募等によって利用が図られるのではないかということですが、やはり限られた中で公の福祉、高齢者の福祉等、こちらを長年やっておりますし、市とも様々な部分で協力し合っております社会福祉協議会が適切だということで判断をいたしております。

あと送迎バスですが、基本的には個人の方の送迎も若干あるのですが、団体の送迎が非常に多く利用されておりますので、そちらには送迎をしていると、それが主な利用になっております。

以上です。

○議 長 総務課長。

○総務課長 1点目の指定管理者の審議会の関係ですが、なぜ識見を有する者を出席させなかったということでもあります。まず、この指定管理者の条例の中にも、公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図れるものであるということで、その経費だけの面ではありませんので、今回提出された事業計画書に基づいて、その識見を有するような別の方を入れる必要がないと、そういう判断をしたということでもあります。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 1点目、審議会の件ですけれども、この2つの指定管理案件を審議会で審議された際は、前回も言っていますが議事録は取っていないと思うのですけれども、大体どれくらいの時間をかけて審議されたのか教えてください。

2点目です。送迎バスの件です。個人の利用があまりなく、主に団体というふうになって

いますが、私が地域を回ると、こういったところに足がなくて行けないと嘆く方が多いのです。そういった足がなくて行けない方たちを送迎するようなことは、検討がなかったのかどうかをお尋ねいたします。

3点目です。利用者の数ですが、令和4年が4,900人と1,400人というのは見たらそうですけれども、増えてほしくないのかなど。何で横ばいなのか、横ばいでいいのかと。増えてほしいという思いがこの利用者・・・に……もう少し増やしてほしいというふうに思わなかったのかどうかをお尋ねいたします。それで終わります。

○議 長 総務課長。

○総務課長 審議会の時間については、今回の議案には直接関係ない部分だと思われまので、時間についてはお答えを控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 まず、送迎バスの件です。送迎バスはご利用の希望があれば利用していただくということですが、今、資料がないので、後でお答えが必要であれば回答させていただきますけれども、必要な場所、例えば停留所とか、そういうところに迎えに行っているということで私は把握していたのですが、これは確認させていただいて、ぜひ、大勢の方に利用していただけるような対策を取っていただくよう、社会福祉協議会のほうにはお願いはしたいと思います。

ただ、大和福祉センターですが、温泉もありまして非常に使いやすいところです。元気な老人といますか、そちらの方が大勢利用していただいているようですので、バスの利用者というよりも、個人で行かれる方のほうがやはり利用は多くなっていますし、団体さんの利用がやはり多くなっております。

それと利用者増です。ぜひ、利用者が増加していただくように、こちらも社会福祉協議会のほうと協議しながら、いかにして老人の方が元気にこういう施設を利用していただけるか申入れをしたいと思います。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1点だけ伺います。予算書のほうの施設利用料です。大和のほうで92万8,000円で、塩沢のほうは1万5,000円で、利用人数がかなり違いますので、5,000人と1,500人ですので違うのは分かるのですが、大和のほうは温泉がありますので、人数的に多い。人数が多いのは分かるのですが、利用料金的に見ますと、市内に住所を有する者の利用料金というのは、かなり抑えてなっていますので、これだけ大きな金額の差が出るのはどういったところが……利用が多いから、大和のほうの利用料金が大きいわけですので、どういったところがよく使われているというようなことが分かりましたらお願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 議員ご指摘のとおり、大和老人福祉センターは温泉がありますので、温泉が非常に多くご利用いただいております。あとはささいですが、カラオケ設備があったりとか、売店——売店といいますか、小物を売ったりとかして、そういう収入もあります。そういうところで収益を上げております。

一方、塩沢の老人福祉センターですと、陶芸ですとか、社会教育的な利用が非常に多くなっております。そういったところがありますので、そちらは利用料が伸びないということがあります。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第 108 号議案 南魚沼市大和老人福祉センターの指定管理者の指定についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第 108 号議案 南魚沼市大和老人福祉センターの指定管理者の指定について、反対の立場で討論に参加させていただきます。社会福祉協議会の皆さんには、本当に個人的には除雪ボランティアとかで物すごくお世話になって、もう心苦しい限りですけれども、逆に現場の頑張りがもっと市民に伝わってほしいという思いで反対するのですけれども。

元市の職員が働かれているところで、公募もかけずに、利用者見込みがピーク時の半分で、送迎バスがあるのに個人のお宅にはあまりやっていないという状況で、私はちょっと賛成できないのです。

高齢者福祉は今一番と言ってもいいぐらい大事な部分で、本当に車が運転できなくて、お茶飲みできないお年寄りの人たちの家の前まで送迎してほしいのです。それで利用者を増やしてほしいのです。もうこれは皆さんの命綱、ライフラインになっているので、ぜひ、そこに力を入れていただいて、せめてピーク時の利用者の見込みぐらいをできるような設定でやっていただきたいと思います。

それが設置目的であり、設置目的を達成するためなら公募する、識見者の中に入れてやるとか、議事録をつくってしっかりそれも公開するとか。審議にかける時間が公表できなとかと聞いてしまうと、本当に、ええ、となってしまうので、ぜひ——本当に大事な、地域を回っている中でこれが一番大事と言ってもいいぐらい、今、コロナで本当に皆さん孤独感を感じていますので、ぜひ、やっていただきたいと思うので、反対の立場で討論に参加させていただきました。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 108 号議案 南魚沼市大和老人福祉センターの指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と叫ぶ者あり〕

反対の声がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 108 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 109 号議案 南魚沼市塩沢老人福祉センターの指定管理者の指定についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 採決いたします。第 109 号議案 南魚沼市塩沢老人福祉センターの指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と叫ぶ者あり〕

反対の声がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 109 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 勝又貞夫君の入場を認めます。

〔勝又貞夫君入場〕

○議 長 日程第 5、第 110 号議案 大杉山ふるさと農園の指定管理者の指定について、及び日程第 6、第 111 号議案 上の原高原観光施設の指定管理者の指定についてを一括議題といたします。2 議案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、第 110 号議案 大杉山ふるさと農園の指定管理者の指定について、続いて第 111 号議案 上の原高原観光施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

両議案につきましては、指定管理者が令和 6 年 3 月 31 日で指定管理期間の満了となりますことから、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、第 110 号議案 大杉山ふるさと農園についてご説明申し上げます。公の施設の名称は、大杉山ふるさと農園です。指定管理者に指定する団体は、所在地、南魚沼市大杉新田 953 番地。名称は大杉山ふるさと農園管理組合、代表者は組合長として今井喜正。指定の

期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

指定管理者候補団体の選定経過についてご説明いたします。平成6年に山地緑地資源の活用を図り、農業生産体験と健全余暇活動の場として大杉山ふるさと農園が完成いたしました。大杉山ふるさと農園管理組合は、当該地域の活性化及び観光客誘客に寄与するため、地元関係者が設立した任意組合であります。数年間続いた新型コロナウイルスの影響から、一時利用者が減少したものの、利用者数は徐々に回復してきており、管理内容も良好で地元の地域活性化並びに観光振興に貢献しておりますので、南魚沼市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第3号により、今回の指定にあつては指定管理者の候補者といたしまして、公募によらないで指名により継続して選定するものであります。

令和5年10月13日に南魚沼市公の施設の指定管理者選定審議会に指定管理者の選定について諮問を行い、審査の結果、答申を受け、大杉山ふるさと農園管理組合を指定管理者候補団体として決定し、今回の提案に至りました。

次に、資料に基づき指定管理者候補団体の大杉山ふるさと農園の事業計画及び収支計画についてご説明いたします。議案をめくっていただき4ページをご覧ください。4ページには、施設管理の基本方針と施設の概要、利用計画、指定期間が記載されております。基本方針は、市の条例の設置目的に沿った中で、貸し農園、体験農園、管理棟・駐車場、それから交流広場等、農園全体の管理を行うとともに、収穫祭等のイベントも自主的に計画・実施を行い、地域の総合的な観光振興を図る内容となっております。利用計画では年間2,006人の利用を見込んでおります。

隣の5ページには収支計画が記載されておまして、令和6年度の計画といたしましては、指定管理料125万円を見込んだ中で、収入・支出ともに132万円を見込んでおります。めくっていただきまして6ページが団体の概要となっております。

続きまして、第111号議案 上の原高原観光施設の指定管理者の指定についてを説明いたします。議案1ページをご覧ください。公の施設の名称は、上の原高原観光施設です。指定管理者に指定する団体は、南魚沼市小栗山2221番地1、名称は上の原観光事業協同組合、代表者は服部隆。指定の期間は、同じく令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

こちらの指定管理者候補団体の選定経過についてご説明いたします。こちらの指定管理者の選定につきましては公募を行い、結果、上の原観光事業協同組合のみの応募となりました。その結果を受け、令和5年9月11日に南魚沼市公の施設の指定管理者選定審議会に指定管理者の選定について諮問を行い、10月27日に結果答申を受けたことから、上の原観光事業協同組合を指定管理者候補団体として決定し、今回の提案に至ったものであります。

指定管理者候補団体の選定経過についてご説明いたしましたが、上の原観光事業協同組合は、当該地域の活性化及び観光誘客に寄与するため、こちらも地元関係者が設立した任意団体であります。長年にわたり当該施設の指定管理者として、地域内に分散している施設を管理しており、管理内容は良好であり市及び地域の観光振興に貢献してまいりました。先ほど

申しあげましたように公募を行いました。結果、1 団体のみの応募となったことから、今回、これを継続して選定する形となりますが、南魚沼市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決をお願いしたいものです。

続きまして、資料に基づきまして指定管理者候補団体の事業計画及び収支計画について説明いたします。4 ページをご覧ください。1 の施設管理の方針では、当該施設の管理及び有効活用に取り組むことにより、観光誘客と地域の活性化、雇用拡大に努める計画となっております。2 は施設概要で、管理する施設はグラウンド、キャンプ場、菖蒲園、つつじ園、公園などとなっております。その下、3 が業務内容です。

隣の 5 ページの 4 は利用計画となっております、利用者見込み及び開場日などについて記載されており、5 が利用料金、6 が指定の期間です。

めくっていただきまして 6 ページ、7 が収支計画となっております、年間 220 万円の収支を見込み、うち収入では、計画としては 200 万円の指定管理料を見込んでいる計画となっております。隣の 7 ページは団体の概要となっております。上の原地域は旅館、ホテル等もあり、当該施設の適正な管理により地域の総合的な観光振興が図られるものと思われま。

以上で第 110 号、第 111 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 2 議案を一括して質疑を行います。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 1 点目ですけれども、ではまず、第 110 号議案に行きます。第 110 号議案のふるさと農園。指定管理料はずっとほぼ横ばいできておりますが、公募をせずにやった理由を。公募をしたらもう少し委託料が減る団体が見つかるのかもしれないですけれども、公募しなかった理由を教えてください。

2 点目ですけれども、ほかの利用実績が分からない。年間 2,000 人を見込んでいるということですが、これまでどういった推移できているのかを教えてください。

第 110 号議案の 3 点目は、貸し農園、体験農園で 7 万 8,000 円の収入を見込んでいますが、具体的にどういったことをされて、2,000 人が来て 7 万 8,000 円の利用収入を見込んでいるのか、そこをもう少し詳しく教えてください。

では次、第 111 号議案に行きます。第 111 号議案の上の原。こちらは指定管理料が増加傾向にありますが、公募されたということですが、直営でやった場合との比較で、こちらのほうが良いというふうな結論が何かしら出たのかどうかをお尋ねいたします。

2 点目ですけれども、施設利用収入が 15 万円とあります。グラウンドが 5 万円、キャンプ場が 10 万円ということですが、利用者数が 1 万 4,000 人で、利用料の収入が 15 万円というのはどういうふうな計算でやったのかというのを教えてください。

これはグラウンドとキャンプ場が主に利用料になると思うのです。冬にも 100 人の利用を見込んでいますが、この冬の利用者というのはどういった利用者を想定されているのかを

お尋ねいたします。以上3点ずつかな……お願いいたします。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず、第110号議案のほうです。公募しない理由ということですが、先ほども提案理由の中で申し上げましたが、こちらについては施設を整備する段階で、地元のほうでこちらを管理したいということで団体をつくっていただいた経過があります。それで、こちらについては平成6年にできていますので、既に30年たっている施設になります。その間、あそこには管理棟、それからトイレ等がありますが、農地も含め、その貸し農園も含め、管理はなかなか手間がかかるというところがありますので、こちらについては、やはり地元が一番ノウハウもあって、農業機械だったり、日頃の管理ができる。それに対してやはり収入がある程度出ないということの中で、こちらは公募をしないでまずやらせていただいたということです。

それから、利用実績、これまでの推移ということですが、令和2年度が1,020人、令和3年度が1,526人、令和4年度が1,540人ということになっています。計画としては一応増える計画となっております、2,006人ということで見込んでおりますけれども、こちらとしては、やはりコロナが終わった中である程度は増えていくだろうということで、団体のほうでこれは見込まれたということになります。

それから貸し農園の関係ですが、こちらについては残念ながら昨年度の実績を見ると、貸し農園は80区画あるうち2区画しか借りられていない。1区画が15坪で年3,000円という形になりますので、あとはやはり体験で来られた団体等が収穫とかそういうものをやられるという形で考えられたということだと思います。

続いて、第111号議案のほうですが、まず、指定管理料の増加——これは先方さんのほうが見込まれているのですが、直営との比較ということですが、例えば令和4年の実績を見たのですが、上の原の観光施設については、活動した実績が、例えば、あそこには池等もありまして、弁天橋という橋があるのです。そちらの欄干等の修繕、撤去ですとか、あとはグラウンドのネットを上げたりとか、あとは立木等の、例えば春であれば囲いを外したり、秋であればつけたりとか、いろいろなものの作業ということで、年間通算で約40日やられています。

そのほかにあそこには足湯がありまして、そちらの掃除は、グリーンシーズンですが月3回。それからトイレがありまして、トイレは一番のハイシーズンの8月とかになりますと、大体月に10回ぐらいやられています。なので、これを例えば積み上げていくと40日で5人出て半日だとしても、それだけで経費的に通常100万円ぐらいいくわけです。それを地元でご負担いただいていることなので、これを直営でやった場合というのは非常に、例えばシルバーさんをお願いをしても値段が上がるだろうというふうに考えますので、やはり地元が、勝手に分かっている中で管理していただくのが非常によろしいのではないかということになります。

それから利用料収入が少ないという話ですが、これはもう一つは冬の利用者にも関わって

くるところですけれども、基本的には条例に定めた中でキャンプ場、あとグラウンドしかないわけです。グラウンドはあまり利用がないですが、基本的にあそこに来られる方は、行かれると分かると思うのですけれども、春とか例えば桜の時期だと桜を見に来られて、散策をされるとか、菖蒲園を回られるとか、そういう方々をある程度地元でカウントいただいている結果になります。やはり利用料は少ないですが、どうしてもその代わり、それに比して利用者数というのは来られた方は全部——公園もありますので、カウントするという形になると思います。

冬の利用者があるということですが、これについては今も申し上げましたけれども、例えばスキー場とかに旅館で来られた子供の団体さんとか、そういう方々は雪の上でレクリエーションですか、そういうものをやったりするわけです。一応それを見込まれているという形だと思います。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 まず、第110号議案のふるさとのほうですけれども、8区画あるうち、2区画だけが借りられていて、その賃料を除いた体験農園の収入がここにもあるということですが、体験農園というのは例えば何回ぐらいあって、何人ぐらい来て、それがどれぐらいの収入になったのかをお尋ねします。

2点目ですが、公募をしなかった理由については、施設を整備するために団体をつくってもらって管理をする手間がかかるということですが、指定管理の目的はそうではないと私は思っていて、どれだけ経費の削減ができるかという部分になるかと思うのです。地元の方につくってもらったから公募せずにお任せするのではなくて、条例に経費の削減が図れることとあるわけですから、経費の削減がある程度見込めると思われて公募しなかったのではないのか、その部分をもう一度お尋ねいたします。

次、第111号議案の上の原に行きます。そうすると利用者見込みの1万4,000人というのは、料金がかかる、かからないを含まずやっているということですが、料金を払うであろう利用者数は何人ぐらいと見込んでいて、その料金を払うキャンプする人たちの利用者数のこれまでの推移を、もし分かれば、これまでの実績がどういった感じできているのかという部分が分かったら教えてください。それだけでお願いします。

○議 長 農林課長。

○農林課長 それでは、第110号議案の大杉山ふるさと農園の利用の関係です。田舎体験のほうで200人、それからバーベキューによる利用が40人。これは令和4年の実績です。それから保育園、小学校の皆さんなどの遠足等による利用等がそのほかになります。

以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず、第110号議案のほうの経費削減から入るべきではないかというお話ですが、確かにこれについては、通常指定管理の制度は経費削減ができて、有効的

な施設の活用ができて、それで利用者が増えることによって収益が上がって、市からの財政支出が減ることが本旨であろうと思うのです。

できれば、そういう形でやりたいというところはあるのですが、ここについては機械等の借入れをしたりしているわけです。例えばトラクターとか、いろいろなものを見ると。そこを例えばほかの団体が輸送費等をかけてとか、大きな事業者さんが百何万円ですでに受けるかというのを我々のほうで議論したときに、そことしてはあまり、やはりそこを公募なりしても非常に難しいのではないかとということで、そこについてはやはり地元のほうがそういうものについては理解していて、機械等もすぐに搬送できたりとか、いろいろな条件を考えた中で、ここに継続をさせていただいているということになるので、経費という部分だけで見れば、実際にほかの運搬費動向も考えれば、これは高くないのではないかとということで考えさせていただいております。

以上です。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 上の原高原の利用者の推移でございます。令和元年でございますが、キャンプ場の人数 335 人、令和 2 年が 314 名、令和 3 年が 177 名、令和 4 年が 274 名ということでございます。今回は令和元年をベースに算出してございます。

グラウンドにつきましてですが、こちらにつきましては令和元年が 8 日間の利用ということで、人数のほうは詳細は不明なのですが、金額的には 4 万 7,580 円ほど徴収しております。令和元年を参考に今回は 5 万円を、ということになっております。

以上でございます。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第 110 議案のふるさと農園のほうに行きますが、先ほど言った田舎体験 200 人というのが、具体的に 200 人は、何日で 200 人で、田舎体験は具体的に何をしたのかを教えてください。

2 点目、バーベキュー 40 人ということですが、物すごく少ない数ですが、この団体がどういうふうな形で広報して、ここでバーベキューができますというふうな広報をされているのか。どうやって利用客増を図ったのかを教えてください。

3 点目です。経費削減の部分ですが、今、部長がおっしゃったのが、大きな事業者が受けるか、やらないか分からないとかというふうにおっしゃいますけれども、それは公募しないと分からないことだと思ってしまうので、そもそも公募する前から受けてもらえるか分からないというふうなのは僕には分からなかったもので、そのところをもう一度教えてもらっていいですか。公募した上で、公募がなかったらこういうことは言ってもいいと思うのですけれども、公募しないで分からないというのは、僕は分からなかったもので、もう一回お願いいたします。

次、第 111 号議案です。上の原のほうですが、キャンプ場利用者数が令和元年 335 人、令和 4 年が 274 人ということで、コロナでこれだけキャンプ、キャンプとなっている中

で、あまり利用者増になっていないのですけれども、その要因みたいな——この令和元年 335 人ベースを見込んでいるという自体で、何か直営でやったほうがもっと人が来るのではないかというふうには思わなかったのかどうかを、最後お尋ねいたします。

○議 長 農林課長。

○農林課長 体験農園の中身ですけれども、こちらは市外や県外のほうからいらっしゃった皆さん、これは観光協会等の皆さんから紹介いただいた中で、実際に畑に植えたり、あるいは収穫をしたりと、そういった体験をしていただいております。それから、バーベキューの関係ですけれども、こちらは特別宣伝をしているわけではないのですけれども、観光協会さんですとかそういった事業者さんを通じて、ホームページ等でPRをしているところです。私のほうからは以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず、第 110 号議案について公募をしない理由ということですが、先ほども申し上げたのですが、確かに公募をすべきかという議論を、私どもは担当とは話をしました。ただこれについては、先ほども申し上げていますが、この施設を造るに当たって、地元の方というのが——やはり地元の熱もあって、管理をするという団体をつくられてやっておられる中であって、確かに公募をすれば、ほかの団体が出る可能性はあるのかもしれませんが、ただ、施設の管理というのは誰がやってもいいわけではないですし、やはり農地が絡んでいるものなので、そこについては地元のほうが一番いいだろうということで、こちらについては我々は公募に至らなかったということです。

それから第 111 号議案、もう一つの話ですが、キャンプ場はコロナ禍であればもう少し利用者増になったのではないかということですが、コロナ禍の中で市内のキャンプ場を見ていると、確かにキャンプをされる人数は増えました。ただ、傾向として1点あるのは、キャンプ場に行かれる方というのは、設備が整っているキャンプ場を結構好まれる傾向があつて、上の原については炊事場があつて、ただトイレがあつて、あとはフリースペースになっているので、なかなかそこについては人数が伸びなかったというのもありますし、コロナ禍にあつては例えば令和 2 年度であれば、営業停止した期間もあります。でするのでその辺を考えると、一概にほかのキャンプ場のように大きく伸びたのではないという形で考えています。

これを、では直営という話もありますけれども、やはり先ほども申し上げましたが、これだけ年間、数人かけて 40 日作業して、そのほかに月 10 回のトイレ掃除、それから多いときには週 2 回ぐらい足湯の清掃等もしているわけです。それを例えば直営でやるとなると多分職員一人、二人では足りないということを考えれば、やはり直営はそぐわないだろうというふうに考えます。

以上です。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 111 号議案 上の原高原観光施設の指定管理者の指定についてについてお伺いいたします。今回、新たに 5 年間の指定管理をお願いするわけですが、4 ペー

ジ、施設のほうが上の原グラウンド、キャンプ場、それから菖蒲園、つつじ園、上の原公園と前回と同じなのでありますが、このキャンプ場に隣接してF I V Bの、いろいろと・・・ましたバレーボール専用体育館がございます。これを今回の指定管理の中で、高原の観光施設として新たにお願ひするという事に含めなかったということについての、そこら辺の事情をお聞かせ願ひたい。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 F I V Bについては我々も含めたいという検討もやりました。あともう一点は、ほかの体育施設と同様にするかという検討もやったのです。ここについてはいろいろと総務課、ほかのところとも話をした中で、非常にほかの体育施設に比べると、冬はあそこは除雪がなかなかできない部分があったり、そういう関係から通年を通して使うのはなかなか難しいということと、あとは上の原は、あそこについては災害時の避難所があそこしかないという形の中にあつて、指定管理の中に含めるかというのは、今回はそれについては検討はしましたが、入れなかったということです。

そこについての議論は、実際にあそこの体育館はもっと有効活用できればということは、まだ継続して地元とは協議をしていますので、今回についてはこれは入っていませんが、そこについては検討、協議中だということです。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 あそこはF I V Bのバレーボール専用体育館として開始をして、いざというときに残念ながらN P O団体が解散をしてしまったという事情もあつて、結局その間の賃料といいますか、それも結局いただけないという形になってしまったわけです。そういった事情もあつて、上の原の観光事業組合の方たちも、そういう施設は……聞くところによると、高校、中学のバレー部が若干あそこを使っていただけというような話もありましたけれども、バレーボール専用体育館ですから、それ以外となるとなかなか使い勝手が悪いというところがあつたので。となれば、市側のそれこそ考えもあつてもあつても、やはり協同組合としては、あそこをバレーボールの合宿に使うというところでの考えもあつたのではないかと思いますけれども、この協同組合側からして、あそこをバレーボールの合宿等々について使いたいというような話も含めて検討なされたのかということをお伺ひます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず1点、あそこについては今、普通財産になっていますが、実際に上の原の旅館組合の方々とは、夏の合宿期には契約をしてお使いいただいています。ですので、その間については賃借料という形で契約を結ばせていただいて、いただいているという状況です。

バレーボール専用ということで一応整備という形になっていますが、それだけだと競技種目が限られますので、その後、私どもまだ商工観光課でお預かりしている段階にあつて、あそこについてはバスケットボールのコートのラインの引き直しを行つて、バスケットボール

もできる状態になっています。ですのでそういう部分で、利用者の種目の汎用性は広がってはいるとお思いますので、実際には合宿には使われておりますし、そこについては協議もしております。

以上です。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 第110号議案の大杉山ふるさと農園のことについて、1点お聞かせ願いたいと思います。4ページの施設の概要のところの建設目的は、ふれあいのむらづくりとなっております。その点でお聞かせ願いたいのですが、これを今、大杉新田区民の皆さんが全員組合員になっている組合さんでやっているのですけれども、こういう施設を造ったことによって、やはり地元の方々のふれあいの場になっているのか。また、来た方と地元の間がふれあう場になっているのか。そういう建設目的をきちんと話しておられるかどうか、そのところをお聞かせ願いたいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 毎年いただいている事績報告等を見ている中であっては、やはり農園を使われる方とか、コロナで止まったりしていますけれども、例えばさつま芋の掘り体験をやって、バーベキューをやるとか、そういう都会といったらいいのか分からないですけれども、市外の方と地元との交流というのは、コロナで止まった関係がありますが、継続はまだされていますし、昨年度の実績報告の写真の中にもそういう風景が載っています。あくまで地元としてはふれあいのむらづくりというものを、施設、建物がどうしても老朽化したり、いろいろな制限はありますが、そこについては志は変わらずやられているものというふうに感じております。

あと、私どもは、年1回、あとは必要に応じて様子は見に行きますけれども、そこについては地元の方とのそういう話というのは、一応協議というか、やはり目的はそういう農園を、なるべく利用者を増やしていただいて、都会、市外との交流をつくってほしいと。それについては常時お話しさせていただいております。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第110号議案 大杉山ふるさと農園の指定管理者の指定についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第110号議案 大杉山ふるさと農園の指定管理者の指定について、反対の立場で討論に参加させていただきます。あれだけすばらしい施設——私もたまに行かせてもらいますけれども、あれだけすばらしい施設があるにもかかわらず、年間の利用料収入の見込

みが7万8,000円で、委託料が125万円で、全体の収入の9割以上ですか、9割くらいを占めるところに公募せずに指定するのは、私は賛成できない。

8区画あるうちの2区画しか賃料があげられていない。バーベキューは年間40人で、特に宣伝活動もされていない。それで部長は地元で熱があるから公募しないと言ったのですけれども、地元でそれだけ熱があるなら、もっと宣伝をして、利用者が増えて、この利用料収入がもっと増えるのではないかと思うのだけれども、そういうわけでもない。毎年この125万円の委託料を払うのなら、それだけ地元で熱があるというのなら、地元で譲渡してもいいのではないかぐらいの考えでやってもいいのではないかと思います。

あと、団体の目的に、雇用の場の創出というのがあるのがやはり気になりまして、指定管理は経費削減というのが大前提であるので、雇用創出を目的とする団体に公募せずに指定をするというのが、どうなのかという部分があるので、もう少し経費削減がどうやって図られるのかという部分をしっかり模索し公募すべきだったと思うし、しっかりその団体の熱があるというのなら、すばらしい施設なので、無駄遣いにならないように、そこが最大限に活用されるようにしっかり宣伝をして、利用者増に取り組んでほしいという思いで反対の立場で討論に参加させていただきました。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 それでは、第110号議案 大杉山ふるさと農園の指定管理者の指定について、賛成の立場で討論に参加させていただきます。私は地元が大巻地区ということで、大杉山ふるさと農園の方々とは、いろいろと交流があったりいたします。先ほど3番議員の大平議員から質疑がありました。地元の人たちの交流はどうなっているのかというところに、また一つお話をさせていただきますと、ふるさと農園まつりというのを地元で開催して、市内いろいろなところから人が集まっていたいて、地元の人々がもてなしたり、そこでまた地元の人間、人々、交流をするイベント等もやっております。

先ほどからの答弁の中で産業振興部長が言っておりますが、本当にこの地元の方々には熱がありまして、機械器具等の管理等々を考えると、やはり地元の方々にはしっかりと管理をしていただいて、いつでも市外から来ていただいた方々に安心して使っていただけるような施設の管理をしていただくのが一番だと思う中で、この第110号議案 大杉山ふるさと農園の指定管理者の指定について、賛成の立場で討論に参加させていただきました。よろしく願いいたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 110 号議案 大杉山ふるさと農園の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数。よって、第 110 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 111 号議案 上の原高原観光施設の指定管理者の指定についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第 111 号議案 上の原高原観光施設の指定管理者の指定について、反対の立場で討論に参加させていただきます。コロナでこれだけキャンプ、キャンプというふうにな国になつていゝ中で、年間のキャンプ利用者数が 300 人しか見込んでいない。施設利用料の収入が 15 万円、キャンプ場は 10 万円の団体に指定管理を——公募でここしかなかつたにしても、私は賛成できないかな。特に南魚沼市は五十沢キャンプ場という優秀な指定管理者、優秀な物すごいいいキャンプ場を持っている、ノウハウがある。もちろんその指定管理にやるとかそういう話ではない。でも、市として、キャンプ場を有効活用するノウハウがあるわけです。

部長が今おっしゃつた、キャンプが増えている理由は、設備が整つていゝところに行く傾向がある。もうご自身でおっしゃつていゝわけですよ。ノウハウがあることを今、証明された。もう直営でやつたほうが、人が来ると僕は思ふのです。もう今、部長がおっしゃつたことそのままいいと思ふのです。

今キャンプが高まっています。設備を整えてキャンプ場として、人を呼び込む資源となり得るところなのだから、そこにしっかり投資してやるのか、それとも年間 100 人から 200 人、300 人しか見込めない団体に、指定管理料を毎年 200 万円払い続けてやるのか。そこが問われているところだと思ひまして、私は五十沢キャンプ場というすばらしいキャンプ場がある南魚沼市のノウハウを最大限に生かして、直営でこのすばらしいキャンプ場施設を、年間利用料の見込みを 15 万円以上に上げられると私は確信して、反対の立場で討論させていただきます。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8 番・永井拓三君。

○永井拓三君 それでは、第 111 号議案 上の原高原観光施設の指定管理者の指定について、賛成の立場で討論に参加いたします。上の原高原観光施設は、キャンプ場以外にもつつじ園であつたり、菖蒲園であつたり、近くにはお松の池があつたりといったところで、自然体験ができる施設であるということは何違ひがありません。一方でキャンプ場という話が上がりますが、行つてみると、上の原の観光高原のキャンプ場というものは、整つたキャンプ場ではない。私のように山の中で生きていゝ人間にしてみると、極めてワイルドで、これぞ自

然なのであるというものを感じるレベルのキャンプ場であると。平らではない。水場もそんなに整っているわけではない。トイレもそんなに多くはない。

コロナでキャンプブームだという話がよく上がりますが、今後コロナが終わってからのキャンプブームというのは、私はもう斜陽に近いのではないかというふうに思っています。実際にキャンプブームは去ったということも言われてしまっています。私に言わせれば、そんなブームに乗っかるようなそんな人たちは、整ったキャンプ場ではない、整えられた野外施設というところに行ってもらえばいいと思う。

一方でこちらの観光施設は、キャンプ場がメインというわけではないのですが、キャンプ場の事業もやられている。そんな中で、ほかの施設で考えると、特に私の子供たちが行っていた保育園は、ここで自然体験をするといった機会もありました。

なので、このキャンプ場以外の有効活用というところでは、自然体験を地元の子供たちに有効に使っているというところは極めて評価するべきところであって、モリアオガエルもこの地にはいるということも分かっていますし、こんな標高の低いところにもいるのだというところが私は魅力だというふうに思っています。

その維持管理に関して、物すごく膨大な時間を費やすことになるというふうに思っているのですが、それを地元以外の方にお願ひするのであれば、もっともっと経費はかかってしまう。逆にこの金額でその施設を維持してもらえるとというのも、地元の方の熱によって維持されているというふうに私は信じています。経費を削減することだけがその全てではないというふうに思っていますし、子供たちの教育環境を整えるといったような観点で見れば、そこはお金をかけるべきではないのかというふうに思っています。

以上のことをもって、上の原の観光施設の維持管理には、地元の人に指定を行っていくことが妥当なのではないかというふうに考えて賛成といたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 111 号議案 上の原高原観光施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 111 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を 11 時 25 分といたします。

(午前 11 時 10 分)

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午前 11 時 25 分]

○議 長 日程第 7、第 112 号議案 道の駅南魚沼の指定管理者の指定についてを議題といたします。

○議 長 地方自治法第 117 条の規定により、目黒哲也君の退場を求めます。

[目黒哲也君退場]

○議 長 本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、第 112 号議案 道の駅南魚沼の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。こちらにつきましても、現指定管理者の指定管理期間が令和 6 年 3 月 31 日で満了となります。そのため新たな指定管理につきまして、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、議案 1 ページをご覧ください。1、公の施設の名称は、道の駅南魚沼です。2、指定管理者に指定する団体は、所在地、南魚沼市下一日市 855 番地、名称は一般社団法人南魚沼市観光協会、代表者は会長・南雲武士。指定の期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 か年であります。

指定管理者候補団体の選定経過についてご説明いたします。今回の指定管理者の指定につきましては、公募を行い、結果、一般社団法人南魚沼市観光協会のみ応募となりました。その結果を受け、令和 5 年 9 月 11 日に南魚沼市公の施設の指定管理者選定審議会に指定管理者の選定について諮問し、10 月 27 日に結果答申を受けたことから、南魚沼市観光協会を指定管理者候補団体として決定し、今回の提案に至ったものであります。

南魚沼市観光協会は、平成 25 年 4 月に道の駅南魚沼の今泉記念館に事務室を移転し、市域全体の地域観光情報の発信と誘客推進を行ってきました。観光・交流の拠点施設である道の駅を管理運営するに当たって、施設の性格や観光情報の発信という施設の設置目的から、他の観光施設との連携を積極的に行うことができる南魚沼市観光協会が適任であり、また、9 月に観光地域づくり法人に認定されたことから、観光協会の本来業務との相乗効果が期待できること、また、今年度は道の駅において新たな集客やイベントに取り組み、コロナ禍前よりも入り込み者数が伸びているなど、実績も出ていることから、南魚沼市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

それでは、指定管理者候補団体の収支計画及び事業計画について説明をいたします。4 ページをご覧ください。1 の施設管理の基本方針では、当該施設については、市及び広域観光圏における観光・交流の拠点として、民間のノウハウを生かし多様な地域情報・観光情報を積極的に受発信し、市民と観光客との交流促進を図るほか、地域住民の憩いの場、集う場所としての機能充実や、商業施設——ここには四季味わい館とありますが、直売所もあります。そちらとの連携による拠点の活性化など、観光振興に資する計画となっています。

2 は施設の概要で、管理施設は今泉記念館、憩いの広場、駐車場となっており、3 が業務の内容。

隣の5ページへ行きまして、4、利用計画は利用者の見込み及び開館時間・休館日などについて、5が利用料金です。

めくっていただきまして6ページ。6が収支計画となっております。収支計画では主にアートステーションの入り込み者数を2,850人、観覧料等を140万円と見込むほか、指定管理受託料を3,535万円ほど見込んでおります。支出は管理する職員4人分の人件費を含み、合計3,760万円ほどの計画となっております。収入も同様のものとなります。

隣の7ページが団体の概要となっております。

以上で第112号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 毎度で申し訳ないのですが、指定管理料3,500万円ということですから横ばい状態ですが、公募した上でこしか来なかったということですが、直営でやる考えはなかったのかどうかお尋ねいたします。

2点目です。6ページの支出の中の委託料に、施設管理等委託料500万円というのがあるのですが、これは何なのかを教えてくださいませんか。

3点目です。アートステーションの年間利用者見込みが2,850人ということです。職員の中に、4人いますけれども、学芸員的な資質を持った方は入っていて、このアートステーションを担当している方というか、美術系の専門知識がある方がいるかどうかをお尋ねいたします。

4点目は、昨年1,900万円の横領が上越国際観光協会であったわけです。そのときに市観光協会の連携ミスというのもあったと思うのですが、そのことに関して何かしらの処分とか、その後の対応みたいなものが、分かる範囲で、そういったことが起きないようにどういったふうな管理、体制になっているのか、改めてお尋ねいたします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず、直営でやるかという考え方ですが、やはりここについて、道の駅を直営でやっている自治体はほぼないかなと思います。やはり観光関係であったり、外部の、例えば道の駅の運営に寄与できる団体のほうを指定管理、もしくはほかの方法で管理いただいている例が多いですので、私どものほうもこれは公募をしてやったということです。

それから6ページでしょうか、委託料でしょうか……施設管理等委託料ですね。そちらになりますけれども、これは500万円という形でまとまっていますが、主にいろいろありまして、例えば電気設備の保守点検であったり、エレベーターの保守点検であったり、あとは電気設備、あと自動扉であったり、貯水槽水質検査、それから清掃委託もそうですし、ごみの収集、あと空調機器等の保守管理、そういうものを全部含めてまとめると大体500万円ぐらいということになります。

それから、アートステーションの学芸員がいるかということですが、以前はいましたが、これは博物館法の縛りがとれたことから、現時点は、学芸員の資格を持っている方は辞められて、今はいない状態だと聞いています。

それから、横領についての処分等についてですが、こちらについては基本的には、観光協会は直接の事件——事件といいますか、その問題の観光協会の職員自体が直接ではないので、そこについては処分ということではないですが、ただ、内部として事務の進め方が悪かったということで、その当該、関係したというか、報告が遅れるとか、いろいろな組織の中でのそういう報告義務とかがあるわけです。そこについては、やはりその職員については口頭注意、あとは一応給与表の減給といいますか、若干下がったという話だけは報告をいただいています。

あと、管理の体制ですが、これについては外部に委託したもので、当然その外部に委託するについての再委託の契約ですとか、そういうものについてはもう少ししっかりやるべきだろうということは思いますが、今ここについては内部で管理体制が著しくそこで上がったという話ではないかと思えます。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 1点目の直営かどうかに関してですが、ほぼないと思うということです。南魚沼市は起業家育成とか、イノベーションとかにすごく力を入れているわけですから、例がないからやらないではなくて、逆に例がないからこそやるのだという発想があってもいいと思うのです。中には、商工観光課の職員が道の駅に駐在していても別に悪くないのではないかと思うのですけれども、改めてその例がないと思うからやらないではなくて、例がないと思うからこそやるという発想があってもいいのではという観点で、もう一度お願いできますか。

2点目ですが、アートステーションのこと。学芸員の方がいらっしゃらないで、利用者数がアートステーションは2,850人ですが、専門的な方がいない中でどうやってその施設利用料を今後上げようとして、経費の削減を試みているのか、その部分をもう一度教えてもらってよろしいでしょうか。その2点で結構です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず1つ目ですが、例がないからやらないというより、例がなかったというのは、我々が感じているところです。それで、例えば商工観光課の職員がいてもいいのではないかという話ですが、それは確かにそのとおりです。ほかの自治体でも、例えばDMOとかに職員が出向して入っている例もあります。そういうDMOが例えば道の駅の指定管理を受けているという例は当然ありますので、それは全くない理論ではないですが、現時点、うちの商工観光課のほうも人数的な問題もありますので、今は入っていないということになります。

それから、学芸員の関係ですが、専門的な人がいないでどうやって収入を上げるかという

ことです。なかなか、あそこは行かれると分かると思うのですけれども、まず常設展示自体が非常に皆様から見たいというふうに思われるものかというのがちょっと1点ありまして、なので、そこをどういうふうに魅力度を上げるかという話は確かにあろうかと思えます。あと学芸員がないという話ですけれども、実際学芸員という資格を持っている方はいないのですが、今、ほかの市内の施設のほうと連携を取らせていただいて、例えば文化振興係が管轄している、例えばトミオカホワイト美術館とか、鈴木牧之記念館とかそういうところと連携を取らせていただいて対応しながら、観光協会に対応しているということになっています。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 観光課の職員が入っても全然あれだけれども、今のところ人数的な問題でそういうふうに至っていないということです。この本庁舎にいないとできない仕事ばかりではないと思うので、1人か2人、向こうに行って兼務しても、別にそこまで本庁舎の仕事に支障が出るのかなとは思っているのですけれども、改めてやはりこちらに皆さんいなくてはいけないのですか。そこを一つお尋ねいたします。

2点目です。常設展示にどれぐらいの人が見たいと思われるか疑問だということなのですが、では何か工夫が必要だと思うのです。常設展示を減らして、もう少し人が来るようなものにするとか、そういった今の部長がおっしゃったことこそが問題かと思って、どうやったら——常設展示を見てもらえないなら、見てもらえるような工夫が必要かと思うのですけれども、もう一度その部分よろしいですか、すみません。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず、1点目の兼務してもいいのではないかというお話ですけれども、それは兼務してもいいと思いますが、今商工観光課の職員のほうを割ける余裕がないという形で私は考えています。

それから2つ目の工夫が必要ということですが、確におっしゃるとおりで、ですので我々のほうも今の今泉記念館から、やはり何かしらもっと集客できる方法はないかということは検討を今もしています。そこについては観光協会と協議した中で、現状——今の例えば展示物、それであったりレイアウト、そういうものはどうできるかというのは検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 6ページであります。収入の部のほうで、人件費、職員4人に関わる部分であります。道の駅は、かつてはコンシェルジュを置いたりいろいろやりましたが、今回、観光協会のほうに委託をする5年間で、この道の駅の駅長というものはどういう存在といたしますか、やっていただけるのかということ。

それから、ここで職員4人ということでもありますけれども、道の駅を専属でやるというふうに考えているとするならば、業務的に受付だったり、何とかが多いのです。ちよくちよく

行かせてもらいますけれども、全体を常に歩いて回って、いろいろな人が来ていると。特に四季味わい館、そういったところを見てくるというところが、私は今までちょっと足りなかったというふうに思っているのです。そういったところも含めて、駅長はどういうふうな立場で何をするとか、この職員4人というのは、今度はどういう形で道の駅を盛り立てていこうとしているのかというところは、ぜひとも聞いておきたい。

これがあって公募をされたわけでありますから、意気込みも当然あるわけですので、そんなところをお聞かせ願いたい。

もう一点は道の駅のほうの、これからリゾートオフィス・田園都市構想の中で、いろいろと変えていこうということで、このスケジュールで見ますと、いろいろなことを変えた中で令和11年から再スタートというふうに書いてあるわけであります。そうすると今回お願いするこの5年間については、提案をしていただいた内容でやっていくのだろうと思っておりますけれども、その中でもこの5年間で少しずつ変わっていくと、そういうやり方ということも今回の公募の中で提案があったのかどうか、そこをお伺いします。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず、駅長の件です。まず現状の中で駅長というものが確かに決まっていないうところが曖昧なところがありまして、今回、道の駅の運営審議会の要綱というのを変更させていただいて、指定管理者である市の観光協会、JAさんであったり、あと市内の商工会さんとかいろいろなものが入ったそういう運営協議会があるのですが、その中で明らかに道の駅の駅長というものを任命させていただこうという形で、この12月に少し変更させていただく。その中では駅長については、常駐は無理ですが、多分、今の見込みでは観光協会長のほうがなられて、一応観光協会長のほうがその駅長という任に就いて、ほかの指定管理団体だったり、宿泊協議会だったり、あとは外部の団体と定期的な協議をしながら、どこをどう改善するとか、そういう話になっていくということに今なっております。

それから職員4人、専属で業務的なものですが、道の駅の管理だけを実際やればいいのですが、これは確かに人数的には道の駅に人件費ということで充てていますが、やはり観光業務もどうしても出てくる場所があります。なので、そこはほかの人数も含めて総合的に管理をして、総合的に情報発信、観光業務等もするというところになる場所がありますので、中を見て、足りないところをどうするとか、そこについては我々ももう少し気をつけて、利用者の便を上げられるようにということで、職員も我々も取り組んでいるところなので、今後を見ていただきたいと思えます。

それから令和11年から5年間、観光協会のほうから提案があったかみたいな話、少しずつ変わる提案があったかということですが、今の考え方としては、観光協会のほうからの提案は求めていないです。再整備というか、道の駅についてもまた明日出たりしますが、変えていくところについては観光協会は運営面での改善だったり、集客での改善というのがありますが、施設とは別なところになります。その運営面の改善とかそういうものについては当然公募なので、そこについては随時提案もいただいていますし、随時職員と調整をした

中でやれるものはやるという形で進めております。

以上です。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 かつてコンシェルジュ、若い人を駅長候補生を入れたときにも議論がありました。外部のほうから本当に新しい考え方の人材を入れて、それで盛り上げていくという方向が、時代に合っているのではないかということだったのですけれども、JAさんを含めた中でそういう話になったとすれば、それも致し方ないかと思えます。本来であれば、やはり道の駅の駅長というのは、道の駅に本当によく通じたといえますか、そういった人材を内部から育てる、あるいは外部から招聘するという形で進めるべきであるのです。これについても今回指定管理を受けていただいた観光協会の会長さんが駅長さんだということだとすると、やはり駅長というのは常駐をしていて常に見ていると。あるいはよそを視察することが必要なのですけれども、そういったよそのものも見てくると、いろいろなことをやるということでのこの駅長ということで任命なさったのかどうか。その任命なさった経過です。ね、ちょっとお聞かせ願いたい。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず、駅長を任命するというそこについては、今まで、やはり先ほども申し上げた曖昧なところがあって、コンシェルジュも入れたのですが、定着しなかったというところがある中で、やはりまず内部で、責任を持っている団体のほうで、相談した中で駅長を出して、それで責任を持った中で活性化、それから集客、それから運営について努めていこうという趣旨でなっています。

それからもう一点、外部からの人ということですが、これについては今も検討を実はしてまして、やはり外部人材の登用というのは、どうしても、観光関係が一番そうですが、なかなかノウハウとか、あとは観光事業者とのつながりとか、いろいろなところを考えると、やはり外部からそういう人を招聘できればいいのではないかということで、それは昨年度というか令和5年度中も話しています。そこはまだ予算的なものもありますので、方法論もありますので、継続ということになっています。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第 112 号議案 道の駅南魚沼の指定管理者の指定について、反対の立場で討論に参加させていただきます。アートステーションの常設展示が、担当部長が見たいと思

えるかどうかみたいなの、そういう発言をされたこと自体が悲しいというか、3,500万円の指定管理料を払って、アートステーションの利用客増を見込んでいるわけですから、担当部長が、すごいがあるのだよって言えないと、ぜひ、見てくださいと言えるものでないと、なかなか賛成はできないかと思うのです。

大地の芸術祭というのが隣の市であって、あれだけ人が来ている中で、道の駅にアートステーションがあって、トミオカホワイト美術館があって、池田記念美術館があって、鈴木牧之記念館がある。絶対芸術のまちおこしなんか、無茶苦茶できる素地があるのに、ここに学芸員がいないのです。ここに学芸員がいないと、来た人たちに、南魚沼市はこんな芸術のまちなのですよと言える人がここにいないと、やはり少しきついかないと僕は思うので、そこが一番大きいですかね。

なので、直営も含めて学芸員をもう一本釣りしてここに置いて、観光協会が無理なら、もう市が直営でやって学芸員を置いて、芸術でまちおこしをするのだという気概で——道の駅に美術館があるのはすごいことなので、ぜひ有効活用してくださいという思いで、反対の立場で討論に参加しました。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第112号議案 道の駅南魚沼の指定管理者の指定について、市民クラブを代表して賛成の立場で討論に参加するものであります。先ほどの質疑等でもありましたけれども、道の駅南魚沼が大きく変わろうとしている。今後5年間で大きく変わろうとしているわけです。その中で今回も観光協会に指定管理ということで委託するというこの意味であります。特にコンシェルジュ、道の駅の駅長と、非常に大きな役職、これがなかなか特定できていなかったわけでありましてけれども、今度は本式に特定の方をということで検討しているということは、多少なりとも評価できるかというふうに思っております。

指定管理委託料が3,500万円と巨額ではありますけれども、旧塩沢町で始まったこの美術館、今泉記念館でありますけれども、素晴らしい貯蔵品が数多くある。これを順次披露して、町民——今は市民でありますけれども、皆様に見ていただき、まさに先ほど反対者が言ったような芸術のまちとしての発展性の素地がここにあるのだろうというふうに思っております。

学芸員が不在であるということでありましたけれども、アートステーションの常設ということであれば、棟方志功さんの大変な版画、これは日本でも非常にまれであり、宝だと思っています。そして、旧六日町時代にもありました高価な洋画もあります。これらをどうやって展示をしていくのかということは、いつも課題でありました。

しかしながら、この今泉記念館のほうに常設の学芸員がいないといっても、牧之記念館であったり、それからトミオカホワイト美術館であったりと、特に牧之記念館においては学芸員の方はかつてこの今泉記念館にいらっしゃった方でもあります。非常によく分かっているということでもあります。常設ではないというところには若干不満もありますけれども、こういったことをいろいろ積み上げながら、今後の5年間でこの今泉記念館、道の駅をさらに発

展させて、まさに南魚沼の宝だと言えるようにしていく。そこに向けての指定管理でありますので、受けた観光協会についても、そのことを肝に銘じてしっかりと運営していただきたいという思いで賛成であります。同僚議員多くの賛成をお願いします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 112 号議案 道の駅南魚沼の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 112 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 目黒哲也君の入場を認めます。

〔目黒哲也君入場〕

○議 長 ここで、昼食のため休憩といたします。再開を 13 時 10 分といたします。

〔午前 11 時 54 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後 1 時 09 分〕

○議 長 大平剛君から早退の届出が出ておりますので、報告いたします。

○議 長 日程第 8、第 113 号議案 南魚沼市民会館、鈴木牧之記念館及び南魚沼市トミオカホワイト美術館の指定管理者の指定について、及び日程第 9、第 114 号議案 南魚沼市文化資料展示館の指定管理者の指定について、及び日程第 10、第 115 号議案 南魚沼市体育施設の指定管理者の指定について、及び日程第 11、第 116 号議案 大原運動公園等体育施設の指定管理者の指定についてを一括議題といたします。4 議案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 それでは、第 113 号議案から第 116 号議案まで一括してご説明申し上げます。この 4 つの議案は、いずれも教育委員会が所管する公の施設のうち、令和 6 年 3 月末をもって指定管理期間が終了する施設について、次期指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

まず、第 113 号議案 南魚沼市民会館、鈴木牧之記念館及び南魚沼市トミオカホワイト美術館の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

議案の 1 ページをご覧ください。

1、公の施設の名称は、記載の 3 施設でございます。2、指定管理者に指定する団体の名

称は、公益財団法人南魚沼市文化スポーツ振興公社でございます。3、指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

指定管理者の募集でございますが、令和5年8月1日から8月31日を募集期間として公募を行い、応募があったのは、この1者のみでございました。

公益財団法人南魚沼市文化スポーツ振興公社は、これまで公共施設の管理運営を中心に市民の文化芸術事業及びスポーツ事業を展開し、生涯学習の振興に積極的に取り組んでおり、今後も施設の良好な管理運営が期待できるものとして候補者に選定したものでございます。

3ページからは事業計画書です。

4ページをお開きください。4ページから6ページまでは市民会館の事業計画でございます。1の施設管理の基本方針では、開館以来35年となる市民会館の管理について、蓄積した経験や技術を生かし、効率的で公正公平なサービスを提供するとともに、市民が主体的に行う芸術文化活動の拠点施設としての役割を果たせるように、管理運営に努めるとしてあります。

2は施設の概要、そしてその下、3は業務内容でございます。

5ページ、4の利用計画では、記載のとおり施設の利用促進を図り、利用者ニーズを把握しながらサービス向上に努めることとしております。

6ページ、5の収支計画では、収入支出ともに8,813万円で、収入の部の指定管理料は3,070万円としてあります。これは、令和5年度と比較するとおよそ80万円の増で、主に光熱水費の増が見込まれているものでございます。

7ページから8ページは鈴木牧之記念館の事業計画でございます。1の施設管理の基本方針では、北越雪譜の紹介をはじめ、民俗資料や越後上布の資料の適切な保存と展示により、観光施設としても雪国の暮らしや文化を情報発信していくとしております。

2は施設の概要、3は業務内容です。

8ページをご覧ください。4、利用計画では、記載のとおり利用促進を図り、利用者ニーズに応じた施設運営を心がけるとともに、周辺観光施設を案内できるように情報収集に努め、サービス向上を図りたいとしてあります。

5、収支計画では、収入支出ともに1,674万円で、収入の部の指定管理料は405万円としてあります。これは、令和5年度と比較するとおよそ57万円の減で、施設管理費のうち修繕工事費が減少したことなどによるものです。

9ページから10ページは南魚沼市トミオカホワイト美術館の事業計画です。1の施設管理の基本方針では、これまでの経験を生かし、作品展示のほか学校や地域と連携した様々な活動に取り組むとともに、効率的な維持管理により収蔵作品の適切な保存に努めるとしてあります。

2は施設の概要、3は業務内容です。

10ページ、4の利用計画では、記載のとおり利用促進とサービス向上を図るとしてあります。

5の収支計画では、収入支出ともに1,916万円で、収入の部の指定管理料は421万円としてあります。これは、令和5年度と比較するとおよそ33万円の増で、主に光熱水費の増を見込

んだものです。

11 ページは、指定期間と団体の概要です。

以上で、第 113 号議案の説明を終わります。

続きまして、第 114 号議案 南魚沼市文化資料展示館の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。南魚沼市文化資料展示館は、平成 10 年に当時の大和町が建物を建て、池田記念財団が自ら所蔵する資料を展示し、施設を運営するという形で事業が始まり今日に至っております。そのため、平成 26 年の指定管理者を選定する際に、公募を行わず、10 年間の指定管理期間により当時の財団法人池田記念財団に美術館の管理運営を委託しました。

この文化資料展示館は、開館以来 25 年間、池田記念財団が所蔵する資料の展示により、安定した施設の管理運営を行っております。また、学芸員を配置し、収蔵資料の管理はもとより、子ども絵画展や八海山夢展をはじめ、板谷桂舟天井画展など優れた企画展示により、市民の芸術文化の振興に大きく寄与しております。

これらのことから、今後も施設の良好な管理運営が期待できるものとして、今回も公募は行わず候補者として選定したものです。

議案 1 ページをご覧ください。公の施設の名称は、南魚沼市文化資料展示館で、指定管理者に指定する団体の名称は、公益財団法人池田記念スポーツ文化財団です。指定の期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日までの 10 年間です。

3 ページからは事業計画書です。

4 ページをお開きください。1 の施設管理の基本方針では、アート、文学、スポーツを 3 本の柱として美術館の管理運営を行い、地域創生のために貢献することを目指しております。2 は施設の概要、3 は業務内容です。

5 ページの中段から、4 の利用計画です。

6 ページは、5 の指定期間と 6、収支計画書で、収入支出ともに 3,903 万円としています。収入の部の指定管理料は 1,100 万円で、これは令和 5 年度の 600 万円と比較すると 500 万円の増です。

平成 26 年度以降、指定管理料につきましては、その金額を光熱水費相当額とする協議を先方と行い、600 万円といたしました。その後、毎年、指定管理料と事業収益では賄いきれない部分があり、それらは自力で補填しながら施設管理を行ってきたという経緯があります。平成 29 年頃からは指定管理料の 600 万円では光熱水費も賄えなくなっておりましたが、今年度まで指定管理料は据え置いてきました。しかしながら、昨今の電気料などの高騰により、令和 4 年度決算では光熱水費が 900 万円を超えており、今後も値上がりが見込まれるため、それを想定した指定管理料となっております。

7 ページは団体の概要です。

第 114 号議案の説明は以上です。

続きまして、第 115 号議案 南魚沼市体育施設の指定管理者の指定について、ご説明いたします。これまで南魚沼市体育施設として 14 の体育施設を一括して指定管理としておりまし

たが、今回は、令和4年7月から新たに指定管理とした南魚沼市大崎体育館を合わせた15施設について、一括して次期指定管理者を公募し候補者を選定いたしました。

議案の1ページをご覧ください。

1の公の施設の名称は、南魚沼市体育施設で、記載の15施設となります。2、指定管理者に指定する団体の名称は、公益財団法人南魚沼市文化スポーツ振興公社で、3、指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

指定管理者の募集は、令和5年8月1日から8月31日を募集期間として公募を行い、応募があったのは、この1者のみでした。

公益財団法人南魚沼市文化スポーツ振興公社は、公共施設の管理運営を中心に、スポーツによる市民の健康増進と生涯学習を推進する事業に積極的に取り組んでおり、今後も施設の良好な管理運営が期待できるものとして候補者に選定したものです。

3ページからは事業計画書です。

4ページをお開きください。1の施設管理の基本方針では、15の体育施設の効率的な管理運営に加え、施設を活用した総合型地域スポーツクラブ事業の充実により、市民のスポーツ機会を確保し、健康増進に寄与したいとしています。

2は施設の概要で、それぞれの施設の概要が7ページまで続いております。7ページの中段をご覧ください。7ページの中段以降、3、業務内容は、それぞれの施設の開館時間や維持管理に関する記載でございます。

10ページをご覧ください。10ページの中段からは、4、利用計画、11ページは指定期間となります。

12ページは、6、収支計画書です。一番最初の表が15施設全体の総括表となっております。収入支出ともに1億4,434万円となっております。収入の部の指定管理料は4,569万円です。これを令和5年度と比較すると360万円の増で、大崎体育館の追加によるものが143万円の増、そのほかは主に光熱水費の増となっております。

12ページ中段から16ページまで各施設の収支計画となり、17ページは、団体の概要となります。

第115号議案の説明は以上です。

続きまして、第116号議案 大原運動公園等体育施設の指定管理者の指定について、ご説明いたします。これまでは、大原運動公園、欠之上クロスカントリーハウス、及び石打グラウンドの3つの体育施設を一括して指定管理としておりましたが、今回は、令和4年11月から新たに指定管理とした南魚沼市上田雪国スポーツセンターを合わせた4つの体育施設を、大原運動公園等体育施設として次期指定管理者を公募し、候補者を選定いたしました。

議案1ページをご覧ください。

1、公の施設の名称は、大原運動公園等体育施設で、記載の4施設となります。2、指定管理者に指定する団体の名称は、株式会社ベースボール・マガジン社です。3、指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

指定管理者の募集は、令和5年8月1日から8月31日を募集期間として公募を行い、応募があったのは、この1者のみでした。

株式会社ベースボール・マガジン社は、書籍の出版販売を目的に昭和26年に設立された法人です。その後、幅広く事業を展開され、平成26年度からは大原運動公園の指定管理者である構成団体の代表となり、令和元年度からは単独で指定管理者として施設管理を行っています。また、指定管理とは別に、大原運動公園野球場をベーマガスタジアムとするネーミングライセンス契約を結んでいるところでございます。今後も施設の良い管理運営が期待できるものとして候補者に選定いたしました。

3ページからは事業計画書です。

4ページをお開きください。1、施設管理の基本方針では、多くの市民から安心・安全に利用いただくため、これまでの経験と蓄積した知識により、コスト削減に努めながら快適な施設環境を提供するとしています。また、総合型地域スポーツクラブ「スポーツ&ライフ」や関係団体との連携により、幼少期のスポーツ機会の充実や生涯スポーツの推進を図るとしています。2はそれぞれの施設の概要です。5ページまで続いています。

5ページの中段から、3、業務内容で、7ページまで続いております。

8ページは、4、利用計画と5の指定期間です。

9ページから収支計画書となっております。収支計画書では、収入支出ともに7,361万円で、収入の部の指定管理料は4,070万円です。これは、令和5年度と比較すると1,112万円の増で、上田雪国スポーツセンターの増分が540万円、そのほかは主に人件費と光熱水費の増を見込んだものでございます。

10ページ、11ページは各施設の収支計画となります。

12ページは、7、団体の概要です。

以上で、第116号議案の説明を終わります。

これで、第113号議案から第116号議案までの一括説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 4議案を一括して質疑を行います。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 まず第113号議案ですが、3つの施設を一つにまとめて指定管理を公募した理由、一つ一つ、別々にしなかった理由を教えてください。

2つ目ですが、10ページ、収入の部です。市の補助金というのが、市の補助金1,000万円。補助金というのがどういうものなのかを教えてください。

3つ目が、トミオカホワイトと牧之記念館、利用料金収入は分かるのですけれども、何人ぐらいの利用者数を見込んではいじき出した数字なのかを教えてください。

あと、牧之記念館に学芸員がいるのは分かったのですけれども、トミオカホワイトのほうにはいるのかどうかを教えてください。

次、第114号議案に行きます。第114号議案、池田美術館。池田美術館のほうは指定管理

料がほぼ倍増ということですのでけれども、公募して、より経費が削減できる策を取らなかった理由を教えてください。

もう一つは、利用料収入の部分は、何人の入場者数を見込んでの利用料収入なのかを教えてください。

3つ目は、これはすみません。もともと池田さんが造られて市に譲渡したということですか。そこの最初の経緯の部分、もし分かったら。設立したのは池田さんか誰かが造って、市にお任せというふうにしたのか。その部分を教えてもらってよろしいでしょうか。

次、第 115 号議案に行きます。第 115 号議案も、全て一括して指定管理を公募する理由を教えてください。別々ではなくて全て一括でやる理由を教えてください。それが 1 点目。

2 点目ですが、体育館によって指定管理料が異なります。同じ体育館でも大崎が 143 万円、B & G が 68 万円、浦佐体育館が 72 万円。体育館によって指定管理料がこういうふうに異なる理由を教えてください。

あと、直営でやった場合、例えば部分的直営でもいいと思うのです。部分的直営——例えば B & G とか、浦佐体育館とかというのは、公民館の近くにありますが、部分的直営でやったほうが安上がりになるのではないかという検討をされたかどうかを教えてください。六日町にある公社よりも、浦佐にある公民館のほうが安上がりになるのではないかという計算をされたかどうかを教えてください。

第 116 号議案に行きます。第 116 号議案も同じようになぜ複数の施設を一括して指定管理を公募するのか、その理由をお知らせください。

2 点目が、上田雪国スポーツセンターの指定管理料が 540 万円ということで、ほかの体育施設より突出して高いのですが、その理由を教えてください。

あと、大原運動公園の指定管理料 3,000 万円も、これまでの推移で下がっている傾向にあるのか、上がっている傾向にあるのか、どういった形で今後経費削減を求めるのかをお知らせください。

以上になります。お願いします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 まず、第 113 号議案からです。一括して 3 施設を指定管理とする理由ということでございますが、学芸員が 1 名しかおりませんので、市民会館は別にして、鈴木牧之記念館及びトミオカホワイト美術館を入れて、文化施設一体ということで運営したいということで、3 館を一緒にしております。

2 点目の補助金です。第 113 号議案の 6 ページをご覧くださいと、収入の部の市補助金 2,516 万円が、支出の部で見てくださいと人件費の部分、備考欄に職員数が書いてありますけれども、そちらのほうの人件費相当分ということになっております。ほかの施設につきましても同様です。

3 のトミオカホワイト、鈴木牧之記念館は何人ぐらいを想定して利用料金収入を見込んでいるのかという質問は、後ほど社会教育課長がお答えいたします。

あと、4点目のトミオカホワイトには学芸員がいるのかということですが、文化スポーツ振興公社に1名の学芸員がいるのみでございまして、その学芸員は鈴木牧之記念館に配置をされております。

第114号議案でございしますが、公募をしなかった理由。第114号議案の4ページになりますけれども、施設管理の基本方針というものがございまして。その中で、ここに収蔵されている資料——展示品ですよね。それらの物が全てこの財団の所有物であるということで、この財団なくしてこの美術館の運営はできないと思われることから、公募をしておりません。

また、過去の経過から、引き続き良好な施設管理、運営をしていただけるものとして、10年間の期間で公募せずに指定管理に指定したいとするものでございまして。

利用料金収入は、後ほど社会教育課長が申し上げます。

次に、建てられた最初の経緯を教えてくださいということでしたが、私も立ち会ったことがないので分かりませんが、いろいろないきさつがあったとはお聞きしております。建物を建てたのは当時の大和町、そして管理運営をするのが財団という形で始まったと聞いておまして、事業計画書の4ページの冒頭、施設管理の基本方針の中に、この展示館はベースボール・マガジン社の創業者で野球殿堂入りを果たした池田恒雄さんの強い思いがあって、平成10年に生まれ故郷であるここに開館したのだと。その思いに町が賛同したというか、協同したといえますか、そういったことでこの美術館が建てられたものと考えております。

続きまして、第115号議案です。施設を一括して行う理由でございしますが、非常に小さいというか、すみません……日常的にあまり利用者も少ない施設も中にはございしますが、これは地域の避難所になっていたり、いろいろなことからなくすわけにもいかない施設でございまして。なので、そういったところを効率的な管理運営をしていただくために、今回15施設を一括とさせていただいたものでございまして。

2点目です。体育館によって……（何事か叫ぶ者あり）指定管理料が異なる理由は、それぞれの施設を維持管理するために必要な運営費を計上したことによるもので、それぞれの施設の規模や運営の方法などによって異なると考えております。

あと、3点目が、部分的な直営をしたほうが安上がりになるのではないかとということで、直営ということになれば、市の職員が管理をするということになるかと思っております。その比較をしたのかどうかということですが、直接的にどの施設をどうしたらということはお聞きできませんけれども、例えば今、令和4年度の決算書をお持ちであれば、391ページをご覧いただきたいと思っております。

そこに、市の職員の目的別の給与費明細書というものが載っておりますけれども、市の職員はその明細書では602人で、平均すれば恐らく733万8,000円が市の職員の平均的な人件費になるかと思っております。一方で、公社の職員の人件費につきましては、600万円代ということで考えておりますので、指定管理にしたほうが安価ではないかと考えております。

続きまして、第116号議案の1つ目です。一括して指定管理にする理由ということですが、この施設につきましては、大原運動公園は積雪のために冬期間ほとんど使えなく

なる施設でございまして、そうすると職員の確保という点で非常に苦しくなります。そのため石打グラウンド、あと欠之上クロスカントリーハウス、これは主に冬場活躍する施設でございまして。

また、雨天のときでも冬期間でも使える施設として南魚沼市上田雪国スポーツセンターの存在がございまして、その事業所に働く方が通年を通して雇用して、効率的に施設管理ができるような体制が組めるという状況で、この4施設につきまして一括で指定管理施設とさせていただきますところでございます。

2点目です。上田雪国スポーツセンターの指定管理料が高い理由ということですが、昨年度から施設を管理してみて、かなり人気が高い施設になっています。また、室内にネットが張り巡らされておりまして、管理もいささか大変なところもございまして。そんな関係で540万円になっているかと思っております。

次が、3点目の3,000万円の指定管理料で経費削減がどのくらい行われているのかというようなご質問だったかと思っておりますが、これは公社にも共通して言えることですが、複合施設を一括して指定管理を行うことで、職員数というのはそれぞれの施設につけなくてもよくなる場合もありますので、効率的な管理運営が図られるものと考えております。

また、現場においてはできる限り職員の直営——これは指定管理者の、です。指定管理者の直営で行う業務を増やすということで、身の回りの草刈りですとか、例えば駐車場の管理、植栽、職員でもできるような小規模な修繕、そういったことは心がけております。また、施設の小さな消灯ですとか、そういった経費削減も行っております。

また、ベースボール・マガジン社につきましては、特に協賛金の取組を進めておりまして、野球場に行くときスポンサー名が至るところに貼られていたり、多目的グラウンドも同様でございまして、そういったことでスポンサーの獲得、企業協賛の650万円というところが収入の部にございまして、そういったところに力を入れて、指定管理料のほかに自ら稼ぎ出すというようなところを踏まえて、指定管理料3,000万円としているところでございまして。

以上です。あとは、社会教育課長が答弁いたします。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 先ほどの利用者数の見込みでございまして。まずトミオカホワイト美術館ですが、直近の数字でいきますと、観覧者数が5,087人のうち、有料分が約4,500人ということで4,500人、牧之記念館が観覧者数全体で6,697人のうち、有料が3,900人ということで、その分を見込んだ利用料収入となっております。

それから、池田記念美術館ですが、これもまた直近で入館者総数が1万2,752人のうち、有料が5,451人ということで、その数字を見込んだ利用料収入となっております。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 まず、第113号議案の再質問をいたします。3つを一括にする理由が、学芸員が1人しかいないからということですが、それだったら、市民会館1つで、美術

館2つというふうに分けたほうがいいのではないのでしょうか。それについてはいかがでしょうか。

第113号議案ですけれども、利用者見込数です。令和4年の数をそのままということで、据置きということですが、利用者増を見込むことはなぜしないのでしょうか。それをお伺いいたします。

2つ目、第114号議案。池田美術館のほうは、公募しない理由が持ち物が全部財団の所有物だからということです。すみません。私もそこまで知らないけれども、美術館で、全て所有物を展示している美術館はそんなにないと思うのです。何かいろいろ借りてきたりして所有物以外の物を展示されている美術館は幾らでもあると思うのですが、所有されている方が必ず運営しなければならないということはないと思うので、もう少しその部分を教えてほしい。それが1点目です。

2点目で、指定管理でやっているわけですから、指定管理でやるということは経費の削減と条例に書いてあるわけなので、その部分で経費の削減ができていないわけです。倍増しているわけですから。その部分でもうちょっと——池田さんの思いとかは分かりました。池田さんの思いとかは分かったので、だったら直営で池田さんにやってもらうとかいろいろな方法があるのですが、指定管理という部分を使っているのだから、そこは条例と照らし合わせてやっていただきたいのですが、それが2点目です。

池田美術館のほうも、利用者数は令和4年のものをそのままやっているのですが、これは利用者増を見込んでいないのでしょうか。

池田美術館に関してはもう一点です。利用者についてですが、有料入場者数が5,400人だけれども、全体は1万2,000人なのです。有料の入場者数が全体の半分以下の理由を教えてください。

第115号議案に行きます。なぜ一括にするのかの理由ですが、小さいから利用者もいないので、一括で全部やったほうが効率的になるというふうな答弁でしたけれども、逆に一つ一つやったほうがその近くの地域の人たちが手挙げしやすく、昔の大崎みたいに年間60万円とかでできる可能性ももちろんあるわけですが、そういった考え方はなかったのか。

2点目です。市の職員が直営でやった場合は、人件費1人773万円かかるけれども、公社は600万円という回答でした。例えばB&Gだと公民館がすぐそこです。そこにいる公民館の方に鍵の管理をしてもらえば——B&Gの指定管理料は68万円ですか。こういったのが削減できる可能性がなかったのかどうかをお尋ねします。

第116号議案に行きます。一括する理由が、大原運動公園は雪があると使えなくなるということですが、職員は必ず通年雇用しなければいけないという前提なのか。そこがちょっと……必ず通年雇用ですかね。通年雇用するのが前提なのかということが1つ目の質問です。

2つ目が、雪国スポーツセンターの540万円。これは突出して高いのですが、B&

Gは今68万円だったかな。その理由が人気が高い、管理が大変。ちょっとそれだけでは分からないので、もう少し詳しくお願いできますか、すみませんけれども。

3つ目が、大原運動公園の企業協賛で確かに650万円の収入は得ておりますが、その代わり支出の部で自主事業1,400万円の支出があります。結局、自主事業でほとんどが、自主事業の収入がほとんど持っていかれている状況に——全部ではないですけれども、その部分で自主事業での収益をどういうふうに上げようとされているのか、もうちょっと教えてもらっていいですか。お願いします。

○議長 教育部長。

○教育部長 第113号議案の1点目の市民会館と美術館を分けて指定管理者にしたらどうなのかということでございますが、学芸員だけで施設の運営ができるわけではありませんので、分けた場合は、運営主体となるものが2つ必要かなと思います。なので、文化系につきましては1つにまとめて管理していただいたほうが効率的ではないのかなと考えております。

利用者増の方策については、後ほど社会教育課長が答弁いたします。

第114号議案ですが、公募をしない理由で、収蔵品以外の展示も美術館にはあるだろう、なぜなのかということで、経費を削減していないのに選定するのはなぜかというようなご質問だったかと思っております。経費を削減していないのではなく、池田記念美術館につきましても、不要な部分の消灯ですとか、小まめな定期点検による故障個所の早期発見、こういった日常業務の経費の削減に努めておりますし、また、ネットワークを活用して非常に企画展示なども安価に——安価といっても安っぽいという意味ではなくて、低コストで行えるような企画を非常に多く行って、企画展示をするにしても経費の削減に努めているものと考えております。

利用者増につきましては後ほど。無料の理由についても後ほど。

第115号議案です。一つ一つに分けて指定管理としたほうが、地域の皆様などを含め手を挙げやすいのではないかとご質問だと思うのですが、地域の方々がお引き受けいただけるのであれば、そういう声があるのであれば、それは検討したいと考えておりますが、大崎体育館のように地域の方がなかなか面倒を見られなくなったということで、市にお申出をいただくケースのほうが多いのではないかと考えております。なので、そういった積極的な地域の声があるのであれば、私どもそれを本当に検討してみたいと考えております。

次が、B&Gと公民館はすぐそこにあるので、そういったところで部分的な直営もできるのではないかと。確かに場所は近くにありますがけれども、体育施設の運営という全体のことを考えれば、全てのものをある程度一括して、管理者が目を配りながら管理運営をしたほうが効率的ではないかと考えております。

次、第116号議案の指定管理者の職員は通年雇用なのかというようなご質問でございます。手を挙げていただける指定管理者に4月から11月までの期間、指定管理をお願いしますとか、1年間の中で4月から11月までしかというようなことでは、なかなか手を挙げていただける指定管理者はいないのかなと思いますので、1年間を通して施設管理が見込まれる施設

をセットで、一括にして指定管理していただいたほうがよろしいかと思ます。

今、指定管理者として手を挙げていただいているベースボール・マガジン社につきましては、4月から11までの雇用期間という従業員の方もいらっしゃいます。そういったような工夫を逆に指定管理者が行いながら、効率的な経営に努めているところでございます。

2点目の上田の件につきましては、後ほど生涯スポーツ課長から。

あと、自主事業の収益を自主事業で使っているというようなご質問だったかと思うのですが、そのとおりで、自主事業を行うために自ら稼ぎ出しているお金であると考えておりますし、それが稼ぎ出されることによって、指定管理料を含め軽減が図られているものと考えております。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 先ほどの利用者増の策ですけれども、トミオカホワイトにつきましては、それまでコロナ前ということで、やっておったコンサートですとか、企画展ですとか、なかなかできなかったものをようやく今年度からスタートすることができました。先般、トミオカホワイト美術館で行われたトロンボーンですか、金管楽器のコンサートで、大分予想以上の盛況で大体100人ぐらいの皆さんがお越しいただいたということで、そんなことも今後、徐々に進めていきたいと思っております。

あと、牧之記念館につきましても、今年度につきましては雪と関係のある写真展を企画するなど、いろいろな取組を行っておりますので、また継続して進めていきたいと思ます。

次に、池田記念美術館の利用者数の増ですけれども、こちらにつきましても今年度は浦佐毘沙門堂の板絵の特別展覧会というものを開催いたしましたし、来年度についても、また市も協力しながら展覧会、特別展を計画・企画をしているところでございますので、そういった面で利用者増を図っていきたいと思ます。

あと、無料が多いという理由ですけれども、直近、令和4年度の数字で言いますと、全体が1万2,752人で招待客が227人、子供が1,363人、その他で5,711人ということで、その他というのは詳しい内容は分かりませんので、もし必要であれば、後ほど報告させていただきたいと……その他は、冬期間に雪見展というのをあそこでやっているのですが、その数が大分多く、1,750人が無料になっておりますし、ほかにホールでのコンサート、そちらも無料ということですので、一応そういった内訳になっております。

以上です。

○議 長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 上田雪国スポーツセンターの利用というところで、高い人気があるというところでございますが、こちらにつきましては、今回の大原運動公園でありますと、利用期間のほうが4月から11月、また、欠之上クロスカントリー等でありますと、冬季の12月から3月という中で、上田雪国スポーツセンターにつきましては通年ということで、通常屋外でできるスポーツ——野球、サッカー、テニス等のそういったスポーツを通年で使えるという意味合いで人気が高いということと、使用期間がほかの施設より長いというところで

額が大きくなるということでもあります。

以上です。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第 113 号議案に行きます。文化系は 3 つにまとめて指定管理にしたほうがいいのかということですが、美術館とか牧之記念館とかというのを運営する専門的知識と、市民会館を運営する専門的知識は大分違うと思うので、別々にやったほうが、専門性に合った団体がより来る可能性もあると思うのです。それについても何かありましたらお願いいたします。

第 114 号議案です。池田美術館ですけれども……すみません。先ほど経費削減に努めておりますというのは、当然どの団体も経費削減に努めているのですけれども、数字が全てだと思っていて、これまで指定管理料が減ったということがこの長い間にあったのでしょうか。今 600 万円から 1,100 万円になっていますけれども、これまで例えば、昔はこれぐらいだったのが 600 万円に減って、また 1,100 万円になったとか、そういうふうな今まで減ってきたことがあったのかどうかを数字で、こういうふうに取り組んでいるではなくて、数字でお示してください。

第 115 号議案です。一括でやること、一つ一つやらない理由——一つ一つやったほうが地域の人が声を上げやすいのではないかという答弁が、地域の方からそういう声があればそうしたいとおっしゃいましたけれども、やってみなければ分かりませんよね。一つ一つこの管理を公募しますというふうにウェブサイトに載せていないと、そもそも地域の方が声を上げるかどうかというのは分からないと思うのですけれども、そこの部分、もうちょっと教えてください。

2 点目です。B & G の例を挙げましたけれども、体育館を管理している団体のほうが体育館の知識があるから、そちらのほうがいいのかという答弁でしたが、市も体育館を直営された経験があるので、市にもそれなりの知識があると思うのです。市よりも公社のほうが知識があるからということで、そういう解釈でよろしいのかどうかをお尋ねします。

最後、第 116 号議案です。先ほどの通年雇用のお話ですけれども、経費削減の理由として、冬以外に働いている職員はおるというふうにおっしゃったのです。冬以外に働く職員はベーマガに在籍しているということであるならば、最初の質問に戻っているのですけれども、別々に公募をかけたほうが、運動公園、クロスカントリーハウス、それぞれ専門性が違う施設だと思うので、別々にやったほうが手を挙げやすくなります。別々にやって、大原運動公園は冬は閉まるので、冬は閉まった分、ほかの施設にスタッフが行かなければならないという理由はないわけですが、だって、全員通年雇用ではないわけだから。なので、そのところ、ベーマガの中には冬以外に働く方がいらっしゃるといふのでしたら、別々にやってもよかったのではないのでしょうかという部分。

最後ですけれども、上田雪国スポーツセンターの指定管理料が 540 万円で突出して高い理由が、通年使えるからという理由でしたけれども、ほかの体育館も通年使えます。ほかの体

育館も通年使えると思うので、ちょっともう一度、その説明をお願いします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 第 113 号議案の 1 点目と、第 116 号議案の 1 点目は、答弁としては重複しますので一括して申し上げます。専門性がある美術館と文化系の市民会館を分けたほうがいいのではないかとというのが第 113 号議案のご質問、第 116 号議案では、通年雇用の人と季節雇用の人がいるのであれば、分けられるのではないかとというご質問だったかと思います。私が先ほど申し上げた答弁は、学芸員だけがいても、それを管理運営する組織がなければ駄目なのではないでしょうかということをお知らせしました。

第 116 号議案も、4 月から 11 月だけ働く人たちの集まりで、それが主体性を持ってその施設を運営できるということはないと考えております。どちらも管理すべき組織があつて初めて指定管理者たると思っておりますので、その点ではまとめて一括で指定管理としたほうがよろしいのではないかと考えております。

第 114 号議案で、指定管理料が増減したことはあつたかということでございますが、私も一番最初の委託料が幾らだったかというのはちょっと存じ上げておりませんが、平成 26 年度前は 300 万円であつたと思います。そして平成 26 年度以降が協議により 600 万円となり、現在に至る。なので、600 万円になってから減つたことはございません。

次が、第 115 号議案の 1 点目が、一つ一つ公募をやってみなければ分からないのではないかとということでございます。指定管理は今回から始めたわけではなくて、かなり年数がたつております。そんな中でどここの体育館あるいはグラウンドを指定管理、または私たちが管理したいのだという声を、私は少なくとも聞いたことがないので、いきなり分けて公募して手を挙げるというのではなくて、もしそういうお気持ちのある方がいらっしゃるのであれば、事前の打合せなどもさせていただいて、そういった上で公募をさせていただければというふうに考えております。

第 115 号議案の 2 点目、部分直営です。市ではできなくて、公社のほうが知識があるということかというようなご質問だったかと思いますが、全くそのとおりです。市の職員は異動がございまして、ずっとその場所にとどまるということは少し難しいです。そういうことをすれば、いずれ職員のプロパーが必要なのではないかと、そういった話になるかと思っておりますので、指定管理とするほうが適切かと思っております。

以上です。

○議 長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 上田雪国スポーツセンターの指定管理料がほかの体育館より高い理由という部分でございます。ほかというところで、今出ている、管理していただく大原運動公園以外は公社さんのほうでの比較ということでございますが、そこにつきましては経営の考え方、行い方の部分があるということが含まれるものと、あと 11 ページの施設管理運営費の中にあります広告宣伝費、こういったのはほかの体育施設に入っていないので、こういった部分に関係しているものと考えております。

以上です。

○議 長 17 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 一括での質問ですので、公社とベースボールマガジンを比べると、人件費がかなり公社のほうは私は高いのかなと思っていて、同じような業務体系でやっている割にはその差が違うので、その辺をどう捉えているかというところをお聞きしたいと思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 公社とベースボールマガジンの人件費でございますが、公社のほうは補助金になっておりますし、ベースボールマガジン社のほうは指定管理料に含まれているという中で、ベースボールマガジン社につきましては、これ以外の施設がまだ残っております、トレーニングセンターでございます。そちらのほうにも指定管理料が 700 万円ほどありまして、人件費については 850 万円ほど計上されています。それらを足し算しますと、足し算した上でも少し公社のほうが高いと思いますが、大きく違うということではないと考えております。

○議 長 17 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 私はこれを見ただけで大きく違う……本人に聞きますと、働いている方に聞きますと、やはり公社はすごくいいなという話をよく聞くわけですが。市の職員並みというからちょっと下ですけども、そういうことだと思っていますので、同じような待遇で、例えば人件費がベースボールマガジン社のほうから指定管理として上がってきた場合は、そういうことも市としては加味するわけですか。逆に公社をそちらの下のほうに合わせていくのか、そういった考え方を少しお聞きしたいと思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 少し説明が不足しておりました。ベースボールマガジン社のほうは、先ほど黒岩議員のご質問の中でもあったのですが、4月から11月までの雇用の方もいらっしゃいますので、割り算をするとどうしても割安になってしまいがちだと思っています。そんな中で公社とベースボールマガジン社の賃金の差というものは確かにあると思います。また、それは一方で年齢的なものもあると思います。ベースアップをしていった結果、公社は平均年齢がかなり上ですし、そういった中でのお給料の差と、ベースボールマガジン社の方々、かなり若い方が大勢いらっしゃいますので、そういったところの差が今の中に反映されているのかなと思っています。

なので、今後、ベースボールマガジン社の人件費についても徐々に上がっていくものと考えております。その中で効率的な運営がその金額でできるのかどうかということ判断するのは市のほうだと思いますので、示された内容をよく審査して、指定管理を決めていきたいと考えております。

○議 長 17 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 今、部長がおっしゃったということは、例えば同じ体系のことを、ほかの指定管理も公社に見習った体系の人件費を上げてきたとしたら、同じような業務であった場合、そういうことも加味をするという意味に捉えてよろしいかどうか。年だけの問題では私

はちょっと……給料がすごく公社のほうは……それだけの問題で高いとは思っていないのですけれども、その辺ができるものなのかどうかということをお聞かせください。

○議 長 教育部長。

○教育部長 こちらから、それはできませんという言い方は難しいと思いますので、この場では、それを指定管理を望む団体が示してきたときは、それを審査するということになるかと思えます。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 市民会館のことについてだけ、2点か3点になるのですけれども、お願いします。市民会館の基本方針は4ページに出ていますので、市民が主体的に芸術文化の創造、発表を行う拠点施設ということですので、コロナも明けましたし、その方向、充実させてもらいたいと思うのです。

私たち市民がもう一つ期待しているのは、6ページにありますように公社独自の事業というか催しというか、それらがこの地方に住んでいますと、面白いの、楽しいのが企画されるといいなと思って期待しているのです。今度新しく指定管理5年が始まって、公社の独自の企画といいますか事業について、980万円ぐらいの予算です。これが多いのか少ないのかちょっと分かりませんが、期待するところは大きいわけなので、そこら辺で、新しい期間が始まった中での公社の考え方みたいなのがありましたら、ちょっと教えていただきたいのが1点。

もう一点は、答えづらいかもしれないですけれども、大ホールの使用率といいますか、1年間で何日ぐらい使っているかでも何でもいいのですが、大ホールはどのくらい年間に使用しているのか。市民の関係も公社の独自の事業も含めてで結構ですので、どのくらい使用されているのかというところだけ、2点になります、お願いします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 公社がこの指定管理に当たって申請書を出してきた中、申請書を確認いたしますと、今、佐藤議員がおっしゃった鑑賞事業、市民も巻き込んだ参加型の事業、あるいは地域の方の芸術文化活動の発表の場の3つに分かれているのですけれども、その中での鑑賞事業につきましては、コンサートを3公演したいということで、これはまだ出演者はちょっと言わないほうがいいかなと考えております。また、お笑い公演を1公演、あとは芸術鑑賞会などを数回、この中でしたいと考えているということです。

2点目のご質問、大ホールの利用率ということですが、すみません。開館日数と利用人数は把握しておりますが、空いている日と塞がっていた日の利用率はちょっと出てきません。申し訳ございません。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 開館の日と利用とは少し数え方も違うので、難しい質問だったので、それは結構です。それはいいので、また後ほどといいますか、議会が終わって訪れたとき、またお聞きしたいと思います。

それで、公社の独自の事業といいますか、その中の鑑賞事業の件数を今聞いたのですけれど

ども、コンサート3回、お笑い1回、あとその他数回みたいなことだったのです。これは先ほど言いましたように、地方に住んでいるとそういうのを期待するところが大きいのですけれども、この独自事業の数というのは、例えば魚沼市辺りの施設に比べた場合に、みんな同じでこのくらいしか財力的にできないということなのか、もしくはこちらが多いのか少ないのかというあたりが、ちょっと比べる数字がありましたら教えていただきたい。

○議 長 教育部長。

○教育部長 先ほどのご質問の利用率ですが、すみません。決算資料のほうにございました。大ホールの利用率が開館日数が301日に対して利用日数は160日で、利用率が53.2%でございます。

ほかの会館と比べて催物の数がどうなのかということですが、比べたことは特にはないです。ただ、53.2%なのですけれども、土日だけを考えると、かなり埋まっておりまして、市でも大ホールを押さえたい日というものがあるのですけれども、なかなか今のうちに来年度のことを申し込んで空いている日がないということもあり、催物を今やっている数をもっといっぱいにするということは、なかなか難しいのかなとは考えております。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3点ほどお願いいたします。第113号議案、8ページ、牧之記念館でありますけれども、こちらの施設の利用促進策のA、利用者のニーズに応じて柔軟に変更し、施設を運営しますということであります。振興公社のほうからそういう提案もなされていると思いますけれども、実は牧之通りに大分観光客が戻ってまいりまして、非常に大型バスも、それから個人の車も来ます。しかしながら、何度か出くわしたのは、そういう方たちはいたのですけれども、肝心の牧之記念館が閉館しているということを何遍も目にしました。ですので、こちら辺の、どういう情報共有であればこういうことが起きないのかと思いますけれども、そこら辺も含めて新たな5年間においては、振興公社のほうでそういう情報をキャッチしながら——私が行けば年中無休かなと思っているのですけれども、そこまでやるというような提案を受けているのかどうかを伺います。

それから、第114号議案であります。6ページ、池田美術館の指定管理料です。同僚議員からの質疑がありましたけれども、旧大和町においては、大和町時代から指定管理料ということはほぼ出さないと。独自でもって運営をしていくということがあって、それを引き継いで南魚沼市となったときも、そういう形で始まったわけです。でありまして、これが高い安いということではなくて、そういう趣旨からすれば、例えば利用料が増えてきている、補助金や寄附金が増えてきているという場合に限って市の指定管理料を下げていくと。年度途中であっても下がるということまでできるのかどうかと、そこをお伺いしたい。

それから、3つ目が第116号議案。10ページ、11ページに関連しますけれども、特に大原運動公園の支出の部の中の人件費で、統括責任者1名非常勤ということであります。これは前からいらっしゃったような気がしますけれども、この新たな5年間の指定管理の中で、この方の役割はどういうものかということで提案を受けているのかということ。

それから、ベーマガさんに受けていただいている施設は、これ以外に下一日市のトレーニングセンターもございます。そうすると職員が常駐と、常にいるというところが多分、大原とトレーニングセンターではないかと思っています。その中でフレキシブルに職員を動かして、何とかうまくやっていくというような提案を受けていますけれども、実は上田雪国スポーツセンターについても利用者がこれから伸びてきているという中で、この3つを含めた常駐体制でやるということになっているのか。そこを伺います。

○議長 教育部長。

○教育部長 第113号議案のご質問、鈴木牧之記念館の柔軟な開館時間ということです。現在、火曜日が休館となっております、火曜日に大型バスが来るということもあると思います。それが、事前に例えば周辺の団体ですとか、商店街の方々から情報として知り得るのであれば、これについては対応は可能かと思いますが、そういったことを知らずに例えば来てしまうような大型バスにつきましては、把握し切れない部分につきまして、今、議員がおっしゃったようなことがあるのかなと思います。

全てのバス会社に電話をするというわけにもいきませんので、そういったところから情報提供をいただくような体制ができるのかどうかということにつきましては、検討の余地があるのかなと思いますので、指定管理者とも相談してみたいと考えております。

また、第114号議案で、池田記念美術館の指定管理料を年度途中で下げられるのかどうか、そういうことが可能かどうかということでもあります。契約を結びますので、年度途中で金額を変えるという想定はしているところではございません。

私どもが今考えているのは、平成26年度のときの協議で光熱水費相当額ということで協議がまとまったのであれば、それを根拠にして——今年度、来年度にかけて館内のLED化などにも取り組みます。そういった中で光熱水費がどのように推移するのか、それらを見極めさせていただきながら、例えばそれらによって効果的に光熱水費が下がるのであれば、指定管理料についても協議をさせていただいて、今の金額よりも下げるといったようなことで取り組んでまいりたいと思います。

第116号議案の大原の統括責任者の位置づけはどうかということと、大原とトレーニングセンターに常駐者がいる。今度は上田雪国スポーツセンターについても常駐体制を組んでいくのかどうかというようなご質問であろうかと思っております。

まず、統括責任者の位置でございますが、これは公社さんも同じですけれども、中学生の部活動の地域移行というものが進もうとしています。そんな中でクラブスポーツの在り方というものをもっと確立していかなければいけないだろうというのは、ベースボール・マガジン社も公社さんもお持ちのことです。

その中でこの統括責任者の方は、部活動の会議を市で行っているのですが、全ての部活動の会議に来られています。そして自分たちの地域の中で強みと弱み、それらを自分のクラブに落とし込んだときにどんなことができるのかということ判断されております。実際今年度から中学生の軟式野球ですとか、中学3年生を対象にした硬式野球の教室ですとか、あと

は陸上のアスリートクラブなどの取組を進めているところです。そういったものに取り組む姿勢を組織として明確にしていく、そういったのがこの統括の方の立場であるというふうに考えております。

また、それを含めてベースボール・マガジン社の体制ですけれども、令和6年度は10人でいきたいということで、実はこれは令和7年度は7人で計算しておりましたが、実際はコロナが明けて事業が、管理も含めてなかなか回らなくなってきていまして、今は自主的に10名体制でやっております。そんな中で今後、上田雪国スポーツセンターの利用状況を見ながらこれらの職員の――先ほど議員はフレキシブルとおっしゃいましたけれども、兼務体制の見直しですとか、そういったことをしていきたいというふうに指定管理者のほうでは考えております。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1点だけお願いします。第115号議案の12ページ、収支計画です。中段に(1)ということで、ディスポート南魚沼の支出のところで施設管理運営費で年間5,100万円、上がっているのです。ディスポート南魚沼も大分築年数がたって、老朽化も目立っていると思うのです。恐らく基幹部分の大きい修繕等はここに入っていないのではないかと思います。その辺の確認です。

特にスポーツ施設、あそこは平日に行っても駐車場がいっぱいで、本当に多くの市民から利用いただいているというも思っているのです。スポーツ施設、特に水回りのある施設でありまして、清潔感というか、施設のメンテナンスやイメージ、そういったものがやはり運動しにいたり、プールやシャワーを使ったりというところの、利用者になると本当に大事になってきていると思うのです。その辺の内装を含めたメンテナンス等も含めて、そういうのがこの5,100万円の中である程度計画的に入っているのかどうか、その辺についてお伺いしたいのです。

○議 長 教育部長。

○教育部長 水回りのある施設ということで、施設の大きい修繕というか、大規模改修も含めてですが、そういったものはこの中には入っておりません。開業以来、かなりの年数がたっているので、至るところが壊れてきているのですけれども、それを直すにはある程度のお金がかかりますが、そういったものは市のほうで計画的に大規模改修も含めてやっていくようにしています。一方で、清潔感というお話がありましたが、施設のイメージアップにもつながる部分だと思いますけれども、そういったものも含めてこの中に入っているということでございます。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 指定管理の段階で当面、この中に入っている5,100万円のうちの修繕で、来年度辺り、計画しているものがもし具体的にあれば教えていただきたいと思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 全てを把握しておらないのですけれども、目に見えるところも大分経年劣化

している部分がございますので、それらを中心に直したいという、小修繕も含めていきたいということで、例えばロッカールームのロッカーの入替えですとか、床面の生成とか、そういったことをしていきたいとはお聞きしています。全てはちょっと把握しておりません。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第 113 号議案 南魚沼市民会館、鈴木牧之記念館及び南魚沼市トミオカホワイト美術館の指定管理者の指定についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第 113 号議案 南魚沼市民会館、鈴木牧之記念館及び南魚沼市トミオカホワイト美術館の指定管理者の指定について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

やはり 3 つの施設は分けて公募すべきだと私は強く思います。なぜかという、3 つとも違う特性があり、より違った専門性があり、学芸員が 1 人でできるものではないという部長の答弁にはちょっと説得力がなくて、池田美術館は 1 つの施設に 1 つの団体がやっておりますし、ほかの指定管理団体で 1 つの施設だけをやっているところはたくさんありますので、1 つの施設ずつでやったほうがその特色に合った団体が手を挙げてくれる可能性があり、より競争が高まり経費削減につながり、より地域の活性化につながっていくのではないかと思います。

特に芸術のまち南魚沼をやる場合、観光協会がアートステーションをやり、トミオカホワイト、鈴木牧之を公社がやって、部も違うわけです。この時点で南魚沼市の芸術部門の縦割り感が物すごく出ていると思っていまして、鈴木牧之に関しては令和元年は有料入場数が 6,000 人を超えておりましたが、今回 3,900 人を見込んでおりますので、利用者数はかなりコロナ前よりも減る見込みをされております。トミオカホワイトには学芸員さえいない状況になっています。この魚沼圏域は、せつかく大地の芸術祭という近くの芸術で有名な地域になっているわけですから、ぜひ、もう少し芸術のまちに力を入れるためにも別々で公募し——これは 3 つ一緒にやったら手を挙げにくいと思うのです。いろいろな人たちが手を挙げにくい。3 つともはちょっと厳しい、でも 1 つだったらいけるかなという人がいるかもしれないので、より多くの人に手を挙げてもらいたかったら、別々にやったほうが私はいいと思います。

入場者総数は、鈴木牧之が総数でいくと、無料で入る人も含めて 6,600 人、トミオカホワイトが 5,600 人。参考までに十日町市でいうと、十日町博物館でいうと、年間 2 万 5,000 人入っています。ですので、芸術のまち南魚沼でやるためには、もう少しこういった資源を最大限有効活用したやり方で指定管理をやっていけたらいいなという思いで、反対の立場で討論に参加させていただきました。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 113 号議案 南魚沼市民会館、鈴木牧之記念館及び南魚沼市トミオカホワイト美術館の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 113 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 114 号議案 南魚沼市文化資料展示館の指定管理者の指定についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第 114 号議案 南魚沼市文化資料展示館の指定管理者の指定について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

指定管理料が、前は 300 万円、600 万円で今度は 1,100 万円ということで、当初の 3 倍以上、4 倍近くになっておる中で公募をしないという判断は、私はちょっと違うかと思っております。指定管理というスキームを使っている限り、経費削減をしているかどうかの判断は避けられないと思うのです。池田さんの強い思いとか、そういうのも分かるのです。分かるけれども、やはりそこは避けて通れないので、600 万円から 1,100 万円とほぼ倍増している指定管理料に関してしっかりと説明が必要——説明はされましたけれども、説明として弱いと思うのが、総入場者数が 1 万 2,000 人で、有料で来ているのが 5,000 人ぐらいなのです。半分以下です。無料で入っているのが 5,000 人いて、無料で入ってもらえるのがコンサートとか雪見展とかおっしゃいましたけれども、慈善事業ならそれでいいと思うのです。慈善事業でやるということなら全然それでいいと思うのです。

だから、そういう方針でやるというならいいのだけれども、指定管理者の指定、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項でやっていますので、その法令根拠でやるとしたら、私はそれはちょっと経費削減という意味で、そこまでたくさん無料で受け入れるのはどうなのかと思ってしまふわけです。ただ、もちろん市の芸術発展のための慈善事業の一部としてやるなら別にそれは全然いいので、ただ、指定管理というスキームでやった場合はどうなのかという思いで、反対の立場で討論に参加させていただきました。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 では私は、第 114 号議案 南魚沼市文化資料展示館の指定管理者の指定について、賛成の立場で討論に参加をしたいと思います。

今の反対者のほうは、指定管理のもともとの趣旨からすればということで、経費削減というようなことを重点的なお話をしてきましたけれども、先ほど池田美術館の成り立ちと申しますか、それらの話もありました。実際、地元に住んでいまして、美術館を利用する立場の者といたしましては、確かに1つの施設を運営するにはお金もかかるかもしれないのですが、文化的なこと、いろいろまた、例えばオリンピックにしろ、野球にしろ、相撲にしろ、いろいろな展示をしたり、そしてまた子供たちの展示も含めまして、非常にこの施設、あの地域の中では文化的な貢献が大きいと思うのです。そういうところを金銭ではない、指定管理費用だけではない中で、どうその効果を見るかというのは非常に難しいところがあると思います。

そういう面ではこの指定管理と申しますか、この施設の地域の文化発展には非常に私は大きいと思いますし、そしてこの施設の指定管理者も地域との交わりを非常に大事にしていますので、私はこの指定管理については賛成したいと思います。皆様のご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 114 号議案 南魚沼市文化資料展示館の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 114 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 115 号議案 南魚沼市体育施設の指定管理者の指定についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第 115 号議案 南魚沼市体育施設の指定管理者の指定について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

私たち、今ここで討論しているのは、地域の貢献度ではなく、指定管理者として適正かどうかを今議論していると思います。それは地方自治法第 244 条の 2 第 6 項。私たちは法律をつくる側の人間であり、法律にのっとしてこれが適正かどうかを議論すべきであり、地域の貢献度はどの施設もあります。当然です。私もとても地域に貢献している施設だと思っています。

そこを切り離して議論しないと、私たちの市民の税金がどうなってしまうかということを考えてやらなければいけないと思います。

今回のこの体育施設の管理に関しては、私は一括で……15施設を一括で公募して、手を挙げてもらえる確率と、別々でやったときに手を挙げてもらえる確率、私は別々でやったほうがいろいろな人が手を挙げてくれる確率が高い。よって、経費削減につながり、よって、市民の税金がまた別途、福祉とか子育てに回っていく可能性が高いと私は思います。

例えばB&Gの体育館なんて、もう公民館のすぐそこです。鍵はどこにあるのですかね。多分公民館にある、分からないですけども。わざわざ六日町に行って、お金を払って鍵を受け取るよりも、浦佐のあそこの公民館に鍵を置いてもらったほうが全然いいと思うし、そうしたらこの68万円の管理料というのは下がるのではないですか。大崎体育館も直営でやったときは60万円、70万円の管理料というのが、指定管理になって今140万円になりました。

そういったことも考えると、一つ一つ公募して、いろいろな方たちに手を挙げてもらって——教育部長が今おっしゃった、地域の声があればぜひそうしたい。でも、それは公募しなければ分からないですよ。こんなにたくさん15施設一括にやられて、なかなかいろいろな団体の方が手を挙げられるとは僕は思えないので、ぜひいろいろな方たちに手を挙げてもらって、いろいろなアイデアを出してもらって、地域活性化策を出してもらって、指定管理者という制度を最大限有効活用していきたいという思いで、反対の立場で討論に参加させていただきました。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 それでは、第115号議案 南魚沼市体育施設の指定管理者の指定について、賛成の立場で討論したいと思います。

15の施設があります。ばらばらにやれば、私は逆に経費がかかると思います。それは単純にはもうスケールメリットです。これはやはり管理をする親方というのだからあるわけです。事故が起きたときに、ではどうするのと。例えば100万円の施設で、その100万円の方が対応できるのか。管理費だっただけかかるわけです。維持費だっただけかかる。例えば人件費だっただけかかるわけです。そういうことを一括して管理するためにも、私はこの振興公社が使われている点もあると思います。これだけではありません。例えば一を聞いて十を知るというふうな意味で取ってほしいのですが、こういうふうにしてスケールメリットを働かせてやるというのも私は大事だと思います。

あと、ばらばらにしたら地域から声上がるかもしれないと。先ほど説明でもありましたけれども、逆に地域でできなくなったから市に何とかしてくれという方もあるわけです。私だって、例えばここの施設がやりたいというのがあれば、それは声をかけますよ。役所に相談して、でもこういうふうなメリットもあればデメリットもあるけれども、本当にこれでできるかねというのだから、これまで議員活動の中でそういうのだからゼロではないわけです。そういうのを本当に私は……いろいろな発想があってもいいと思いますけれども、しっかりと

ちゃんと真摯に——市役所の職員も一生懸命やっているわけです。ここにいる議場の人、みんな一生懸命やっているのです、みんなが。私はそういう点をしっかりと持って、これからもまた南魚沼の体育施設、非常に頑張っていけるように応援していきたいと思います。

私はあと、これもあります。すごい思いがあるのが、小栗山サンスポーツランドです。スケートボードパークは本当に若者がいっぱい来るようになりました。今、県内でも幾つか施設ができていますけれども、南魚沼にあれが一番最初にできたとき、本当に私はよくやってくれたという思いがあります。平野歩夢君だってここに滑りにも来てくれていますし、私はそういうのを見ることによって、また子供たち、そして一般の人たちが刺激に思っでどんどん南魚沼の名前を売って行ってきて、いい市になって移住者も増えてくれるかもしれませんし、子供たちにまたいろいろな希望を持って、いろいろな投資をしてくれる大人、親御さん、そういう会社が出てくることをご期待しまして、賛成討論とします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 115 号議案 南魚沼市体育施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 115 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 116 号議案 大原運動公園等体育施設の指定管理者の指定についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第 116 号議案 大原運動公園等体育施設の指定管理者の指定について、討論に参加させていただきます。

議場の皆さん、頑張っていますよね。私も頑張っております。五十沢キャンプ場の指定管理の方たちも、とても頑張っで指定管理料ゼロでやっております。そういった方たちに不公平感が出ない議論をしたいなと思っで私は立っております。

上田雪国スポーツセンターの指定管理料 540 万円の説明が、まず人気が高い。すみません、五十沢キャンプ場みたいに人気が高ければ、指定管理料は要らないのです。だから、人気が高いというのは指定管理料が高い理由にはならなくて、人気が高かったら五十沢キャンプ場みたいにゼロになるのです。なので、そういう説明はできたらしてほしくなかつたと思っでます。

ベースボール・マガジンだから経営の考え方が違うという説明もありましたけれども、もう少し具体的に、どういった経営の考え方が違うのか。そういうことを言われると、まるで何か公社よりベースボール・マガジンのほうがすごく無駄な人件費を出しているみたいにも聞こえなくもないので、もう少しやはり具体的に説明をしていただきたいし、一番最初に指定管理の条例のときに私は反対しているのですけれども、このときの説明は人件費でした。議事録は今持っていないけれども、人件費でした。今回説明がちょっと変わったなみたいなものもありますので、もう少しこの部分について説明をいただきたいと思います。

本当に毎回思いますけれども、別々にやったほうが良いと思います。クロスカントリーと野球と体育館とグラウンドをまとめて管理するというのは、なかなか多くの人が手を挙げようとは思わないと思うので、そこはぜひ、別々にやっていただきたい。それで、それぞれに合った適材適所で、五十沢キャンプ場みたいに適材適所でやっていただけたらと思います。そういう意味で、反対の討論とさせていただきます。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

17番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 第116号議案 大原運動公園等体育施設の指定管理者の指定についてに、賛成の立場で討論に参加させていただきます。

先ほど来、反対者の話を聞いていると、指定管理料を安くしたらいいというような、経費削減ということを言っていますけれども、ちょっと違うのではないかなと。学芸員を3人置いたら、その分経費が上がるのではないかなと。ちょっと支離滅裂かなというふうに聞いていますけれども。

今ほどの大原運動公園ですけれども、私はベースボール・マガジン社、すばらしい施策を取っていると思っています。他県からの、野球でいいます強豪校です。それも当市に限らず地域の野球部を全部呼んで試合をさせていただく。すごい環境だと思っていますし、それも県内の強豪校も来るわけです。本当に県にとって野球に関しましては、すごい貢献度をしていると思っています。

上田雪国スポーツセンターですけれども、利用度が多いということは、市民は減免措置とか、やはり安く使えて非常にありがたがっていると思っています。いろいろベースボール・マガジン社さんも企画を立てていまして、市内の子供たちのスポーツ向上に非常に役立っているものだと思います。

クロスカントリーと分けたほうが良いと言うのですけれども、やはり冬期間やっていない施設等もあるので、ここで一括で管理することで、夏に動いていない人材がそちらのクロスカントリーのほうに行けるということで、非常に理にかなったように私は感じているわけです。

ベースボール・マガジン社さんにおきましては、またまた期待したいのですけれども、そういった野球教室とかいろいろなことで興行していただいて、また市民を楽しませていただければありがたいと思います。

どうか、全員一致での賛成をお願いして討論といたします。よろしくお願いいたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 116 号議案 大原運動公園等体育施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 116 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 12、第 117 号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 117 号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命につきまして、提案理由を申し上げます。

このたび、南魚沼市教育委員会委員として尽力いただいております角谷正雄さんが、令和 5 年 12 月 24 日で任期満了となりますので、再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会のご同意をお願いしたいものであります。

角谷さんの経歴につきましては資料のとおりであります。平成 19 年 9 月から南魚沼市教育委員会委員に就任され、現在に至っております。

ご承知のとおり豊かな経験を有しておられ、人格、識見ともに優れており、市の教育行政をお任せすることに最適の方であると考えております。引き続き、任命をいたしたく、議会のご同意を賜りたいものであります。

なお、任期につきましては、令和 5 年 12 月 25 日から令和 9 年 12 月 24 日までの 4 年間です。

よろしくご審議をいただき、同意をいただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 角谷さん、この方がこれまで教育委員としてどういった提言をされてきて、この方の提言が子供たちの学力とか教育状況にどういうふうな向上になったのかという部分をお知らせください。

2 点目ですけれども、教育委員の議事録とかも読ませてもらっていますけれども、今回の学区再編検討委員会の進め方に関して、この方の何かご意見とか提言みたいなのはあったの

かどうかをお知らせください。

3点目ですけれども、今、南魚沼市の学力は、特に小学校から中学校にかけて壊滅的に平均学力が下がっているのですが……（何事か叫ぶ者あり）学力がこれだけ下がっていることに関して、この方がどういった提言をされて、どういった分析をされているのか、もし分かれば教えてください。

〔大平剛君入場〕

○議 長 教育部長。

○教育部長 1点目の教育委員としてのご提言、どんなご提言があったのかというご質問でございます。この方は、職歴のところにも書いてあるとおり、保育園、認定こども園、幼稚園の園長先生でもございますので、そういった面からのご提言というものは随所にございますが、そのみならず教育全般についてのご提言をいただいておりますのでございます。

また、学区再編についてのご提言ということですが、ぱっとすぐには思い浮かばないのですけれども、前回までいろいろ随所に、折に触れまして報告をさせていただいておりますが、ご意見などをいただきながら、それをまた検討委員会のほうに生かすような形で進めておるのが実態でございます。

次に、学力です。学力が下がっていることについてのご提言ということですが、幼児教育からの積み上げが非常に大事で、それが小学校そして中学校へつながっていくことが非常に大事なので、そういった連携を重視すべきであろうというようなご提言をいただいております。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 今の、すみません。私の聞き方が悪かったのかもしれませんが。長い間、教育委員をされている中で、当然この方がいろいろな提言をしてくれたおかげで状態がよくなっているということで、今回またお願いすることになっているとは思っておりますけれども、その部分をもう少しお伺いさせてもらって……長い間ずっと教育委員をされています。一方で、学力は下がっております。いい指数があまりないのですけれども、どういった提言とかをされてきて、それが子供たちにどういうふうな影響を与えてきたかをお尋ねいたします。

○議 長 教育長。

○教育長 角谷教育委員からは、常日頃から幼児教育の立場から様々なご意見、お考えをいただいております。幼児教育から義務教育、そして高校教育と子供たちが成長する中で、私ども特に小学校、中学校の教育を進める上で、幼児教育を土台にして進める、土台にした教育を展開する。このことにつきましては大きな影響、よい影響をいただいていると思います。今、子供たちが健康で安全で、そして豊かな体験をしているのは幼児教育からの提言があったからです。

特に小学校とのつながりにつきましては、日頃からご意見をいただいております。具体的に言えば、幼児教育と小学校をつなげるためには、幼児教育の段階からのアプローチカリキュ

ラムが大切なこと、小学校においては幼児教育からそれを受けて子供たちが成長するためにはスタートカリキュラムが大事であること。このアプローチカリキュラムとスタートカリキュラムをしっかりとつなげて、幼・保・小の連続のある教育を進めようということ、これはまさにこれからも大事な教育の流れであります。ぜひ、角谷教育委員の幼児教育からの視点を今後も拝聴し、教育行政につなげていきたいと考えているところであります。

以上です。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 幼児教育のアプローチカリキュラムとかスタートカリキュラムの重要性についてご貢献いただいたということですが、南魚沼市教育長、常々懸念されているのが、動画とかそういったものに使う時間が突出して高いということです。それは動画とかというのは、幼児の頃から始まっているのかなと思うのですが、アプローチカリキュラムとかスタートカリキュラムとか、南魚沼市がそういうものの知識があまりなくて、この方のおかげでその分野が強くなって、それがどういうふうに現場に反映されたのか、具体的にありましたらお願いします。

○議 長 教育長。

○教育長 では、2点お話をいたします。アプローチカリキュラム、スタートカリキュラムというものは、南魚沼市が何か、そこは駄目でそういうことをしっかりしようということではなくて、これからの教育は幼児教育と小学校、中学校の義務教育がしっかりと、より一層つながりを持っていかなければいけないというご提言を以前からも、これからもいただきたいというところです。その発想は大事です。

別の言い方をすると、小学校や中学校で起きる様々な子供たちの事象は幼児教育から、幼児のところから始まっているという指摘もございます。だから、これからは——カリキュラムの話をしてはいただいても、カリキュラムだけではなくて、しっかりとつながりを持っていくということなんです。

もう一点、メディア等の話をされましたけれども、メディア接触こそ、幼児教育の段階からしっかりと保護者とともに学校、家庭がつながりを持って取り組んでいかなければいけないところなんです。まさにこれから幼児教育と義務教育がしっかりとつながっていく、そのために角谷教育委員のお力が必要なのです。ぜひ、角谷委員の力が発揮できますように、引き続きお願いしたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と叫ぶ者あり〕

○議 長 休憩といたします。

[午後 3 時 00 分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後 3 時 01 分]

○議 長 ただいま、異議ありの声がありましたが、南魚沼市議会では、人事案件について、議会運用内規第 27 条第 2 項に、討論省略の規定があります。また、11 月 24 日の議会運営委員会におきまして、人事案件の採決方法について、討論省略で決定されておりますので、このたびの会議においては、討論を省略することといたします。

○議 長 異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決いたします。第 117 号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

[「異議なし」「異議あり」と叫ぶ者あり]

反対の声がありますので、起立による採決を行います。本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数。よって、第 117 号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 日程第 13、第 118 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 118 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の高野輝幸さんは、令和 6 年 3 月 31 日をもって任期満了となりますが、引き続き人権擁護委員の候補者として、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき法務大臣に推薦するに当たり、議会のご意見をお伺いするものであります。

高野さんは、人権擁護委員として 2 期 6 年間ご尽力いただいております、人格、識見ともに優れた方だと思います。

なお、任期は令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間となります。よろしくご審議をいただき、ご意見を賜りますようお願いいたします。

以上です。

[「議長、休憩動議」と叫ぶ者あり]

[「賛成」と叫ぶ者あり]

○議 長 休憩といたします。

[午後 3 時 04 分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後 3 時 04 分]

○議 長 質疑を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決いたします。第 118 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 118 号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

○議 長 本日はこれで散会いたします。

○議 長 次の本会議は、明日 12 月 15 日金曜日、午前 9 時 30 分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後 3 時 05 分〕